

三十九 第 60 条 ((沖縄の認定法人の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>60-1 <u>措置法規則第 21 条の 17 の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号</u>に規定する「<u>対象内国法人</u>と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合の当該支店や個人事業者がいわゆる法人成りをした場合の当該個人事業者をいう。</p> <p><u>同条第 2 項第 2 号に規定する「特例対象内国法人と実質的に同一であると認められる者」についても、同様とする。</u></p> <p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>60-1 の 2 措置法令第 36 条第 3 項に規定する軽減対象所得金額 (以下「軽減対象所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、同項に規定する<u>特定事業等</u> (以下「<u>特定事業等</u>」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、引当金又は準備金の益金算入額のうちその引当金又は準備金を繰り入れた事業年度において軽減対象所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>60-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、<u>特定事業等</u>に係る収入金</p>	<p>(実質的に同一であると認められる者の意義)</p> <p>60-1 <u>措置法規則第 21 条の 17 の 2 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号</u>に規定する「<u>内国法人</u>と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合の当該支店や個人事業者がいわゆる法人成りをした場合の当該個人事業者をいう。</p> <p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>60-1 の 2 措置法令第 36 条第 3 項に規定する軽減対象所得金額 (以下「軽減対象所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、同項に規定する<u>特定事業</u> (<u>同条第 2 項に規定する事業を含む。</u>以下「<u>特定事業</u>」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、<u>貸倒引当金等の</u>引当金又は準備金の益金算入額のうちその引当金又は準備金を繰り入れた事業年度 (<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>) において軽減対象所得金額 (<u>措置法令第 39 条の 90 第 3 項に規定する連結所得の金額を含む。</u>) の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>60-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、<u>特定事業</u>に係る収入金額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額のうち<u>特定事業等</u>に係る金額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>特定事業等</u>に属する棚卸資産の評価換えによる損失の額</p> <p>(2) <u>特定事業等</u>に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</p> <p>(3) <u>特定事業等</u>に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>60-3 <u>特定事業等</u>に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の<u>特定事業等</u>に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、<u>特定事業等</u>に係る収入金額と<u>特定事業等</u>に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を<u>特定事業等</u>に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>60-4 支払利子の額で<u>特定事業等</u>に係るものの金額は、<u>措置法令第 36 条第 16 項</u>の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</p> <p>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上<u>益金不算入額から控除した支払利子の額として合理的に計算した金額</u></p> <p>(2)</p>	<p>額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額のうち<u>特定事業</u>に係る金額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>特定事業</u>に属する棚卸資産の評価換えによる損失の額</p> <p>(2) <u>特定事業</u>に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</p> <p>(3) <u>特定事業</u>に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>60-3 <u>特定事業</u>に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の<u>特定事業</u>に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、<u>特定事業</u>に係る収入金額と<u>特定事業</u>に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を<u>特定事業</u>に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>60-4 支払利子の額で<u>特定事業</u>に係るものの金額は、<u>措置法令第 36 条第 4 項</u>の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</p> <p>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上<u>株式等に係る部分の金額として益金不算入額から控除した金額に相当する金額</u></p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>60-5 措置法令第36条第16項に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>60-6 措置法第60条第9項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがって、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。</p>	<p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>60-5 措置法令第36条第4項に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>60-6 措置法第60条第4項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがって、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。</p>

四十 第61条(国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>61-1 措置法令第37条第2項に規定する軽減対象所得金額(以下「軽減対象所得金額」という。)を計算する場合の益金の額は、<u>同条第1項に規定する特定事業等</u>(以下「<u>特定事業等</u>」という。)に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>ただし、<u>引当金又は準備金の益金算入額のうちその引当金又は準備金を繰り入れた事業年度において軽減対象所得金額の計算上損金の額に算入された繰入</u></p>	<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>61-1 措置法令第37条第2項に規定する軽減対象所得金額(以下「軽減対象所得金額」という。)を計算する場合の益金の額は、<u>同項に規定する特定事業</u>(以下「<u>特定事業</u>」という。)に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>ただし、<u>貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度</u><u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>61-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、特定事業等に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>特定事業等</u>に属する棚卸資産の評価換えによる損失の額</p> <p>(2) <u>特定事業等</u>に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</p> <p>(3) <u>特定事業等</u>に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>61-3 <u>特定事業等</u>に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の<u>特定事業等</u>に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、<u>特定事業等</u>に係る収入金額と<u>特定事業等</u>に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を<u>特定事業等</u>に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p>	<p><u>は、当該連結事業年度</u>において軽減対象所得金額（措置法令第 39 条の 90 の 2 第 2 項に規定する軽減対象連結所得金額を含む。）の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>61-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、<u>特定事業</u>に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>特定事業</u>に属する棚卸資産の評価換えによる損失の額</p> <p>(2) <u>特定事業</u>に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</p> <p>(3) <u>特定事業</u>に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>61-3 <u>特定事業</u>に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の<u>特定事業</u>に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、<u>特定事業</u>に係る収入金額と<u>特定事業</u>に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を<u>特定事業</u>に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>61-4 支払利子の額で<u>特定事業等</u>に係るものの金額は、<u>措置法令第 37 条第 8 項</u>の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</p> <p>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上<u>益金不算入額から控除した支払利子の額</u>として合理的に計算した金額</p> <p>(2)</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>61-5 <u>措置法令第 37 条第 8 項</u>に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>61-6 <u>措置法第 61 条第 8 項</u>に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6 の取扱いを準用する。</p>	<p>61-4 支払利子の額で<u>特定事業</u>に係るものの金額は、<u>措置法令第 37 条第 3 項</u>の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</p> <p>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上<u>株式等に係る部分の金額として益金不算入額から控除した金額に相当する金額</u></p> <p>(2)</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>61-5 <u>措置法令第 37 条第 3 項</u>に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>61-6 <u>措置法第 61 条第 3 項</u>に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6 の取扱いを準用する。</p>

四十一 第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金の取崩し)</p> <p>61 の 2-1 適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金の措置法第 61 条の 2 第 2 項の規定による取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて</p>	<p>(適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金の取崩し)</p> <p>61 の 2-1 適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金<u>(連結事業年度において積み立てた農業経営基盤強化準備金を含む。以下同じ。)</u>の措置法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>取り扱うものとする。</p> <p>(<u>原子力発電施設解体準備金の取扱いの準用</u>)</p> <p>61 の 2-2 農業経営基盤強化準備金の額の益金算入等については、<u>57 の 4-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>第 61 条の 2 第 2 項の規定による取崩しについては、<u>55-7 の 2</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(<u>海外投資等損失準備金の取扱い等の準用</u>)</p> <p>61 の 2-2 農業経営基盤強化準備金の額の益金算入等については、<u>55-18 及び 56-1</u> の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

四十二 第 61 条の 3 ((農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(農用地等の圧縮限度額の計算)</p> <p>61 の 3-4 ……………</p> <p>㊸ 農用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該事業年度後の事業年度に繰越しをすることができないことに留意する。</p>	<p>(農用地等の圧縮限度額の計算)</p> <p>61 の 3-4 ……………</p> <p>㊸ 農用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該事業年度後の事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>に繰越しをすることができないことに留意する。</p>

四十三 第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(交際費等の意義)</p> <p>61 の 4(1)-1 <u>措置法第 61 条の 4 第 6 項</u>に規定する「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうのであるが、主として次に掲げるような性質を有するもの</p>	<p>(交際費等の意義)</p> <p>61 の 4(1)-1 <u>措置法第 61 条の 4 第 4 項</u>に規定する「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうのであるが、主として次に掲げるような性質を有するもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は交際費等には含まれないものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(売上割戻し等の支払に代えてする旅行、観劇等の費用)</p> <p>61 の 4(1)－6 法人が、その得意先に対して支出する 61 の 4(1)－3 に該当する売上割戻し等の費用であっても、一定額に達するまでは現実に支払をしないで預り金等として積み立て、一定額に達した場合には、その積立額によりその得意先を旅行、観劇等に招待することとしているときは、その預り金等として積み立てた金額は、その積み立てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないで、旅行、観劇等に招待した日を含む事業年度において交際費等として支出したものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(取引先に対する災害見舞金等)</p> <p>61 の 4(1)－10 の 3</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3 取引先は、その受領した災害見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額を益金の額に算入することに留意する。ただし、受領後直ちに福利厚生の一環として被災した従業員等に供与する物品並びに<u>令第 133 条第 1 項</u></p>	<p>は交際費等には含まれないものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(売上割戻し等の支払に代えてする旅行、観劇等の費用)</p> <p>61 の 4(1)－6 法人が、その得意先に対して支出する 61 の 4(1)－3 に該当する売上割戻し等の費用であっても、一定額に達するまでは現実に支払をしないで預り金等として積み立て、一定額に達した場合には、その積立額によりその得意先を旅行、観劇等に招待することとしているときは、その預り金等として積み立てた金額は、その積み立てた日を含む事業年度の所得の金額 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)</u> の計算上損金の額に算入しないで、旅行、観劇等に招待した日を含む事業年度において交際費等として支出したものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(取引先に対する災害見舞金等)</p> <p>61 の 4(1)－10 の 3</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3 取引先は、その受領した災害見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額を益金の額に算入することに留意する。ただし、受領後直ちに福利厚生の一環として被災した従業員等に供与する物品並びに<u>令第 133 条に規定す</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>取得価額が 10 万円未満であるもの及び使用可能期間が 1 年未満であるものについては、この限りでない。</p> <p>4</p>	<p>る使用可能期間が 1 年未満であるもの及び取得価額が 10 万円未満のものについては、この限りでない。</p> <p>4</p>
<p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61 の 4(1)－15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。ただし、<u>措置法第 61 条の 4 第 6 項第 2 号</u>の規定の適用を受ける費用を除く。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p>	<p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61 の 4(1)－15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。ただし、<u>措置法第 61 条の 4 第 4 項第 2 号</u>の規定の適用を受ける費用を除く。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p>
<p>(飲食その他これに類する行為の範囲)</p> <p>61 の 4(1)－15 の 2 <u>措置法第 61 条の 4 第 6 項</u>に規定する「飲食その他これに類する行為」(以下「飲食等」という。)には、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供給の際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想</p>	<p>(飲食その他これに類する行為の範囲)</p> <p>61 の 4(1)－15 の 2 <u>措置法第 61 条の 4 第 4 項</u>に規定する「飲食その他これに類する行為」(以下「飲食等」という。)には、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供給の際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定される弁当等の差し入れが含まれることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(交際費等の支出の相手方の範囲)</p> <p>61の4(1)－22 措置法第61条の4第6項に規定する「得意先、仕入先その他事業に係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意する。</p> <p>(交際費等の支出の方法)</p> <p>61の4(1)－23 措置法第61条の4第6項に規定する法人の支出する交際費等は、当該法人が直接支出した交際費等であると間接支出した交際費等であることを問わないから、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 措置法令第37条の5第1項に規定する「飲食費として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第61条の4第6項第2号の規定の適用に当たって、例えば、本文の(1)又は(2)の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね5,000円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えな</p>	<p>定される弁当等の差し入れが含まれることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(交際費等の支出の相手方の範囲)</p> <p>61の4(1)－22 措置法第61条の4第4項に規定する「得意先、仕入先その他事業に係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意する。</p> <p>(交際費等の支出の方法)</p> <p>61の4(1)－23 措置法第61条の4第4項に規定する法人の支出する交際費等は、当該法人が直接支出した交際費等であると間接支出した交際費等であることを問わないから、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 措置法令第37条の5第1項に規定する「飲食費として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第61条の4第4項第2号の規定の適用に当たって、例えば、本文の(1)又は(2)の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね5,000円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えな</p>

改 正 後	改 正 前
<p>い。</p> <p>(交際費等の支出の意義)</p> <p>61 の 4 (1) - 24 措置法第 61 条の 4 第 1 項に規定する各事業年度において<u>支出する</u>交際費等とは、交際費等の支出の事実があったものをいうのであるから、次の点に留意する。</p> <p>(1) 取得価額に含まれている交際費等で<u>同項に規定する適用年度</u> (以下「<u>適用年度</u>」という。) の損金の額に算入されていないものであっても、支出の事実があった日を含む<u>適用年度</u>の交際費等に算入するものとする。</p> <p>(2)</p> <p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の総資産の帳簿価額等)</p> <p>61 の 4 (2) - 2 措置法令第 37 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する「総資産の帳簿価額」、「総負債の帳簿価額」、「利益の額」又は「欠損金の額」は、<u>当該適用年度</u>終了の日における貸借対照表に計上されているこれらの金額によるのであるから、税務計算上の否認金があっても、当該否認金の額は、これらの額に関係させないことに留意する。</p> <p>(総負債の範囲)</p> <p>61 の 4 (2) - 3 措置法令第 37 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する総負債とは、外部負債たると内部負債たるとを問わないのであるから、貸倒引当金等だけでなく、税務計算上損金の額に算入されないものであっても、法人が損金経理により計上した税金未払金、各種引当金等も含むことに留意する。</p> <p>(税金引当金の区分)</p>	<p>い。</p> <p>(交際費等の支出の意義)</p> <p>61 の 4 (1) - 24 措置法第 61 条の 4 第 1 項に規定する各事業年度において<u>支出した</u>交際費等とは、交際費等の支出の事実があったものをいうのであるから、次の点に留意する。</p> <p>(1) 取得価額に含まれている交際費等で<u>当該事業年度の</u>損金の額に算入されていないものであっても、支出の事実があった<u>事業年度</u>の交際費等に算入するものとする。</p> <p>(2)</p> <p>(交際費等の損金不算入額を計算する場合の総資産の帳簿価額等)</p> <p>61 の 4 (2) - 2 措置法令第 37 条の 4 第 1 号に規定する「総資産の帳簿価額」、「総負債の帳簿価額」、「利益の額」又は「欠損金の額」は、<u>その事業年度</u>終了の日における貸借対照表に計上されているこれらの金額によるのであるから、税務計算上の否認金があっても、当該否認金の額は、これらの額に関係させないことに留意する。</p> <p>(総負債の範囲)</p> <p>61 の 4 (2) - 3 措置法令第 37 条の 4 第 1 号に規定する総負債とは、外部負債たると内部負債たるとを問わないのであるから、貸倒引当金等だけでなく、税務計算上損金の額に算入されないものであっても、法人が損金経理により計上した税金未払金、各種引当金等も含むことに留意する。</p> <p>(税金引当金の区分)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>61の4(2)－4 <u>措置法令第37条の4第1項第1号</u>に規定する総負債の額を計算する場合において、<u>当該適用年度終了の日</u>における貸借対照表に計上されている税金引当金の額のうち利益又は剰余金の処分により積み立てられたものと損金経理により積み立てられたものとの区分が明らかでないときは、当該税金引当金の額は、同日に最も近い時において積み立てられたものから順次成るものとして計算し、その計算により損金経理により積み立てられた部分とされる金額を総負債の額に含めるものとする。</p> <p>(保険会社の総負債)</p> <p>61の4(2)－5 保険会社に係る<u>措置法令第37条の4第1項第1号</u>に規定する総負債の額には、支払備金、責任準備金及び社員配当準備金の額は含まれるが、価格変動準備金は含まれないものとする。</p> <p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>61の4(2)－6 <u>措置法令第37条の4第1項第4号及び第5号</u>に規定する「総資産の価額」は、<u>当該適用年度終了の日</u>における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該適用年度終了の日の基本通達 13 の2－1－2に定める電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものとし、これらの号に規定する「国内にある資産(……)及び国外にある資産(……)の価額」は、<u>当該適用年度終了の時</u>における税務計算上の帳簿価額による。</p> <p>(原価に算入された交際費等の調整)</p> <p>61の4(2)－7 法人が<u>適用年度</u>において支出した交際費等の金額のうちに棚卸資産若しくは固定資産の取得価額又は繰延資産の金額(以下「棚卸資産の取得価額等」という。)に含めたため直接当該適用年度の損金の額に算入されてい</p>	<p>61の4(2)－4 <u>措置法令第37条の4第1号</u>に規定する総負債の額を計算する場合において、<u>各事業年度終了の日</u>における貸借対照表に計上されている税金引当金の額のうち利益又は剰余金の処分により積み立てられたものと損金経理により積み立てられたものとの区分が明らかでないときは、当該税金引当金の額は、同日に最も近い時において積み立てられたものから順次成るものとして計算し、その計算により損金経理により積み立てられた部分とされる金額を総負債の額に含めるものとする。</p> <p>(保険会社の総負債)</p> <p>61の4(2)－5 保険会社に係る<u>措置法令第37条の4第1号</u>に規定する総負債の額には、支払備金、責任準備金及び社員配当準備金の額は含まれるが、価格変動準備金は含まれないものとする。</p> <p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>61の4(2)－6 <u>措置法令第37条の4第4号及び第5号</u>に規定する「総資産の価額」は、<u>当該事業年度終了の日</u>における貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了の日の基本通達 13 の2－1－2に定める電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものとし、これらの号に規定する「国内にある資産(……)及び国外にある資産(……)の価額」は、<u>当該事業年度終了の時</u>における税務計算上の帳簿価額による。</p> <p>(原価に算入された交際費等の調整)</p> <p>61の4(2)－7 法人が支出した交際費等の金額のうちに棚卸資産若しくは固定資産の取得価額又は繰延資産の金額(以下<u>61の4(2)－7</u>において「棚卸資産の取得価額等」という。)に含めたため直接当該事業年度の損金の額に算入されて</p>

改 正 後

い部分の金額（以下「原価算入額」という。）がある場合において、当該交際費等の金額のうち措置法第 61 条の 4 第 1 項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額（以下「損金不算入額」という。）があるときは、当該適用年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、当該適用年度終了の時ににおける棚卸資産の取得価額等を減額することができるものとする。この場合において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該適用年度において支出した交際費等の金額のうち当該棚卸資産の取得価額等に含まれている交際費等の金額の占める割合を乗じた金額とすることができる。

㉔ この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき当該適用年度の翌事業年度において決算上調整するものとする。

（通算法人が 1 項括弧書適用除外法人又は 2 項適用除外法人であるかどうかの判定の時期）

61 の 4(2) - 8 通算法人が措置法第 61 条の 4 第 1 項に規定する「通算法人の……場合における当該通算法人」に該当するかどうかの判定（以下「1 項括弧書適用除外法人判定」という。）は、他の通算法人（当該通算法人の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の同日の現況によるのであるが、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度の 1 項括弧書適用除外法人判定についても、同様とする。

㉔ 本文の取扱いは、同条第 2 項第 2 号に掲げる法人に該当するかどうかの判定についても、同様とする。

改 正 前

いない部分の金額（以下 61 の 4(2) - 7 において「原価算入額」という。）がある場合において、当該交際費等の金額のうち措置法第 61 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額（以下 61 の 4(2) - 7 において「損金不算入額」という。）があるときは、当該事業年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、当該事業年度終了の時ににおける棚卸資産の取得価額等を減額することができるものとする。この場合において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該事業年度において支出した交際費等の金額のうち当該棚卸資産の取得価額等に含まれている交際費等の金額の占める割合を乗じた金額とすることができる。

㉔ この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度）において決算上調整するものとする。

（新 設）

四十四 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p> <p>62 の 3(1) - 14 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) (1)の事業年度後に残金の支払を受ける事業年度その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額から当該(1)の事業年度において既に一般重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額に相当する金額を控除した残額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。</p> <p>(3) ……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62 の 3(2) - 8 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(1) - 15 により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地(以下 62 の 3(2) - 8 において「旧借地権部分」という。)及びその他の部分の土地(以下 62 の 3(2) - 8 において「旧底地部分」という。)をそれぞれ譲渡し又はそれぞれの部分について借地権を設定したものとして取り扱うものとするが、この場合における旧借地権部分及び旧底地部分に係る措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号に定める譲渡の時ににおける価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p>	<p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p> <p>62 の 3(1) - 14 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) (1)の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後に残金の支払を受ける事業年度その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額から当該(1)の事業年度において既に一般重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額(連結事業年度において措置法第 68 条の 68 の規定により課税された譲渡利益金額を含む。)に相当する金額を控除した残額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。</p> <p>(3) ……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62 の 3(2) - 8 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(1) - 15 により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地(連結事業年度において連結措置法通達 68 の 68(1) - 14 により取得したものとされる部分の土地を含む。以下 62 の 3(2) - 8 において「旧借地権部分」という。)及びその他の部分の土地(以下 62 の 3(2) - 8 において「旧底地部分」という。)をそれぞれ譲渡し又はそれぞれの部分について借地権を設定したものとして取り扱うものとするが、この場合における旧借地権部分及び旧底地部分に係る措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号に掲げる譲渡の時ににおける価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
(1) (2) (注)	(1) (2) (注)
<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62 の 3(2)－9 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(1)－16 により取得したものとされる底地（以下 62 の 3(2)－9 において「旧底地部分」という。）及び借地権に対応する部分の土地（以下 62 の 3(2)－9 において「旧借地権部分」という。）に係る措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号に<u>定める譲渡</u>の時における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1) (2) (注)</p> <p>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>62 の 3(2)－11 法人が、土地等のリース譲渡（法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいう。以下 62 の 3(2)－11 において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡のあった日を含む事業年度において同項に規定する延払基準の方法による経理をしている場合には、当該事業年度以後の各事業年度における当該土地等のリース譲渡に係る措置法第 62 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する譲渡利益金額は、次の算式により計算した金額となることに留意する。</p>	<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>62 の 3(2)－9 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(1)－16 により取得したものとされる底地（<u>連結事業年度において連結措置法通達 68 の 68(1)－15 により取得したものとされる部分の土地を含む。</u>以下 62 の 3(2)－9 において「旧底地部分」という。）及び借地権に対応する部分の土地（以下 62 の 3(2)－9 において「旧借地権部分」という。）に係る措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号に<u>掲げる譲渡</u>の時における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1) (2) (注)</p> <p>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>62 の 3(2)－11 法人が、土地等のリース譲渡（法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいう。以下 62 の 3(2)－11 において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡のあった日を含む事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>において同項に規定する延払基準の方法による経理をしている場合には、当該事業年度以後の各事業年度における当該土地等のリース譲渡に係る措置法第 62 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する譲渡利益金額は、次の算式により計算した金額となることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(算式)</p> <p>リース譲渡の日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第 62 条の 3 第 2 項第 2 号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第 124 条第 2 項に規定する賦払金割合</p> <p>(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)</p> <p>62 の 3(3)－1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イに定める譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該積立金の額を控除した後の金額によるものとする。</p> <p>㊦ この取扱いにより譲渡直前の帳簿価額から控除する積立金の額は、その積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度においてこれらの金額を取り崩して基本通達 4－1－1 の(2)の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額によることに留意する。</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)－2 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(2)－8 に定める旧借地権部分及び旧底地部分に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1</p>	<p>(算式)</p> <p>リース譲渡の日を含む事業年度 <u>(注)</u> において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第 62 条の 3 第 2 項第 2 号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第 124 条第 2 項に規定する賦払金割合</p> <p><u>㊦ その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</u></p> <p>(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)</p> <p>62 の 3(3)－1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イに掲げる譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該積立金の額を控除した後の金額によるものとする。</p> <p>㊦ この取扱いにより譲渡直前の帳簿価額から控除する積立金の額は、その繰入れ又は積立てをした事業年度の所得の金額 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)</u> の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> においてこれらの金額を取り崩して基本通達 4－1－1 の(2)又は連結基本通達 4－1－1 の(2)の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額によることに留意する。</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)－2 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(2)－8 に定める旧借地権部分及び旧底地部分 <u>(連結措置法通達 68 の 68(2)－8 に定め</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>号イからハマまでに定める金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>る旧借地権部分及び旧底地部分を含む。以下 62 の 3(3)－2 において同じ。)に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからハマまでに掲げる金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)－3 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(2)－9 に定める旧底地部分及び旧借地権部分に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからハマまでに定める金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62 の 3(3)－3 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、62 の 3(2)－9 に定める旧底地部分及び旧借地権部分(連結措置法通達 68 の 68(2)－9 に定める旧底地部分及び旧借地権部分を含む。以下 62 の 3(3)－3 において同じ。)に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからハマまでに掲げる金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>62 の 3(3)－4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該賃借権の設定等直前の帳簿価額については、基本通達 2－2－2 に定めるところによる。この場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度に支出した利子の額が含まれて</p>	<p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>62 の 3(3)－4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該賃借権の設定等直前の帳簿価額については、基本通達 2－2－2 に定めるところによる。この場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度(その事業年度が連結事業年度</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いる場合には、その額を控除して計算することに留意する。</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>62の3(4)－1 措置法令第38条の4第6項第1号イ、ロ又はハに定める金額(以下「帳簿価額の累計額」という。)については、同号に規定する保有期間の中途にその土地等につき造成費等の支出があった場合においても、その支出の日にかかわらず、同号イ(1)に規定する<u>10年前の事業年度開始の日の前日</u>、同号イ(2)若しくはロ(1)に規定する<u>各事業年度終了の日又は当該土地等の譲渡の日</u>における当該土地等の帳簿価額に基づいて計算することに留意する。</p> <p>(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)</p> <p>62の3(4)－2 措置法令第38条の4第6項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1)の金額の計算の基礎となる保有期間内に終了した同号イ(1)に規定する<u>10年前の事業年度開始の日の前日</u>又は同号イ(2)若しくはロ(1)に規定する<u>各事業年度終了の日</u>の原価の額として計算されることとなる金額は、当該土地等につき各事業年度に支出した利子の額以外の金額で土地等の取得価額に算入すべき金額によるものとする。</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p>	<p><u>に該当する場合には、当該連結事業年度</u>に支出した利子の額が含まれている場合には、その額を控除して計算することに留意する。</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>62の3(4)－1 措置法令第38条の4第6項第1号イ、ロ又はハに定める金額(以下「帳簿価額の累計額」という。)については、同号に規定する保有期間の中途にその土地等につき造成費等の支出があった場合においても、その支出の日にかかわらず、同号イ(1)に規定する<u>10年前の事業年度等の開始の日の前日</u>、同号イ(2)若しくはロ(1)に規定する<u>各事業年度の終了の日</u>又は当該土地等の譲渡の日における当該土地等の帳簿価額に基づいて計算することに留意する。</p> <p>(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)</p> <p>62の3(4)－2 措置法令第38条の4第6項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1)の金額の計算の基礎となる保有期間内に終了した同号イ(1)に規定する<u>10年前の事業年度等の開始の日の前日</u>又は同号イ(2)若しくはロ(1)に規定する<u>各事業年度の終了の日</u>の原価の額として計算されることとなる金額は、当該土地等につき各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>に支出した利子の額以外の金額で土地等の取得価額に算入すべき金額によるものとする。</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>62の3(4)-4</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの期間につき計算されるその一団の宅地に属する土地等の全てに係る帳簿価額の累計額（既に譲渡された土地等に係る部分の金額を除く。）</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>（実額配賦法による場合の経費の範囲）</p> <p>62の3(4)-8 法人が、措置法令第38条の4第6項第2号に掲げる金額に係る経費の額の計算につき実額配賦法（同条第8項の規定の適用を受ける場合におけるその計算方法をいう。以下同じ。）を選定する場合において、当該経費の額は、販売費及び一般管理費に限られるのであるから、企業会計上営業外費用又は損失とされるものの額は、これに含まれないことに留意する。ただし、一般土地等の譲渡に係る未収金の<u>貸倒損失</u>、当該一般土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該一般土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度における販売費及び一般管理費とする。</p> <p>（実額配賦法による場合の支払利子の計算方法）</p> <p>62の3(4)-17</p> <p>.....</p> <p>A = 当該事業年度の直前事業年度の終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額</p>	<p>62の3(4)-4</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>終了の日までの期間につき計算されるその一団の宅地に属する土地等の全てに係る帳簿価額の累計額（既に譲渡された土地等に係る部分の金額を除く。）</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>（実額配賦法による場合の経費の範囲）</p> <p>62の3(4)-8 法人が、措置法令第38条の4第6項第2号に掲げる金額に係る経費の額の計算につき実額配賦法（同条第8項の規定の適用を受ける場合におけるその計算方法をいう。以下同じ。）を選定する場合において、当該経費の額は、販売費及び一般管理費に限られるのであるから、企業会計上営業外費用又は損失とされるものの額は、これに含まれないことに留意する。ただし、一般土地等の譲渡に係る未収金の<u>貸倒損</u>、当該一般土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該一般土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>における販売費及び一般管理費とする。</p> <p>（実額配賦法による場合の支払利子の計算方法）</p> <p>62の3(4)-17</p> <p>.....</p> <p>A = 当該事業年度の直前事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>の終了の日における総資産の帳簿価額か</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>62 の 3(4) - 19</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊦ 1 法人の各事業年度の所得の金額の計算の基礎となった費用の額に係る否認金額が多いため、実額配賦法の計算の全体に著しく影響を与えると認められる場合は、著しく合理性を欠く場合に該当する。</p> <p>2</p> <p>(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)</p> <p>62 の 3(6) - 3 法人が土地等の譲渡をし、後日実測面積によりその土地代金の精算をすることとしている場合において、その譲渡の日を含む事業年度(以下「譲渡事業年度」という。)後の事業年度においてその代金が確定したときは、当該土地等の譲渡につき譲渡事業年度にその確定金額で譲渡したものと計算される譲渡利益金額に対する税額と譲渡事業年度の現況により申告した譲渡利益金額に対する税額との差額に相当する税額は、当該代金の確定があった日を含む事業年度の法人税額に加算し、又は減算するものとする。</p> <p>㊦ 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第 71 条若し</p>	<p>ら同日における土地等の帳簿価額を控除した金額</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>62 の 3(4) - 19</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊦ 1 法人の各事業年度の所得の金額 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)</u> の計算の基礎となった費用の額に係る否認金額が多いため、実額配賦法の計算の全体に著しく影響を与えると認められる場合は、著しく合理性を欠く場合に該当する。</p> <p>2</p> <p>(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)</p> <p>62 の 3(6) - 3 法人が土地等の譲渡をし、後日実測面積によりその土地代金の精算をすることとしている場合において、その譲渡の日を含む事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>。以下「譲渡事業年度」という。)後の事業年度においてその代金が確定したときは、当該土地等の譲渡につき譲渡事業年度にその確定金額で譲渡したものと計算される譲渡利益金額に対する税額と譲渡事業年度の現況により申告した譲渡利益金額に対する税額との差額に相当する税額は、当該代金の確定があった日を含む事業年度の法人税額に加算し、又は減算するものとする。</p> <p>㊦ 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第 71 条若し</p>

改 正 後	改 正 前
<p>くは第 144 条の 3 の規定による中間申告をする場合の中間納付額又は当該確定のあった日を含む事業年度を法第 80 条第 1 項若しくは第 144 条の 13 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 2 項に規定する還付所得事業年度としてこれらの規定による還付請求をする場合の還付請求金額は、本文の取扱いによる加算又は減算がなかったものとした場合の法人税額を基礎として計算することに留意する。</p> <p>(見積もった原価の額が増加した場合等の調整)</p> <p>62 の 3(6)－4 法人が譲渡事業年度において土地等の原価の額が確定しないため原価の額を見積って譲渡利益金額の計算をした場合（当該譲渡事業年度が基本通達 2－2－2 の(1)に定める事業年度である場合を除く。）において、その後の事業年度（譲渡事業年度終了の日から 3 年以内に終了した事業年度に限る。）において<u>見積もった原価の額</u>が確定し当該譲渡利益金額が減少したときは、法人の申告を条件に、62 の 3(6)－3 に準じて当該原価の額が確定した事業年度の法人税の額を調整することができるものとする。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62 の 3(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 5 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分が平</p>	<p>くは第 144 条の 3 の規定による中間申告をする場合の中間納付額 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第 81 条の 19 の規定による連結中間申告をする場合の連結中間納付額)</u> 又は当該確定のあった日を含む事業年度を法第 80 条第 1 項若しくは第 144 条の 13 第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 2 項に規定する還付所得事業年度としてこれらの規定による還付請求をする場合の還付請求金額は、本文の取扱いによる加算又は減算がなかったものとした場合の法人税額を基礎として計算することに留意する。</p> <p>(見積もった原価の額が増加した場合等の調整)</p> <p>62 の 3(6)－4 法人が譲渡事業年度において土地等の原価の額が確定しないため原価の額を見積って譲渡利益金額の計算をした場合（当該譲渡事業年度が基本通達 2－2－2 の(1)に定める事業年度又は<u>連結基本通達 2－2－2 の(1)に定める事業年度</u>である場合を除く。）において、その後の事業年度（譲渡事業年度終了の日から 3 年以内に終了した事業年度に限る。）において<u>見積もった原価の額</u>が確定し当該譲渡利益金額が減少したときは、法人の申告を条件に、62 の 3(6)－3 に準じて当該原価の額が確定した事業年度の法人税の額を調整することができるものとする。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62 の 3(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 6 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分が平</p>

改 正 後	改 正 前
<p>均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62の3(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第38条の4第39項第3号から第5号までの規定の適用を受けた代替資産又は交換取得資産(以下「代替資産等」という。)である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうち土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第38条の4第39項第3号から第5号までの規定の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が2以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p> <p>(注)</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>62の3(6)－9 資産の譲渡につき措置法第64条から第65条の5までの規定の適用を受けた場合に、当該譲渡した資産が一般土地等と当該土地等以外の資産とであるとき(64(3)－1により差益割合を計算している場合に限る。)における措置法第62条の3第10項の規定により同項の土地等の譲渡に係る譲渡利益金額から控除する損金算入額は、これらの規定による損金算入額のうち一般土地等の譲渡利益金額に達するまでの金額による。</p>	<p>均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>62の3(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第38条の4第39項第3号から第6号までの規定(措置法令第39条の97第13項第2号に係るものを除く。)の適用を受けた代替資産又は交換取得資産(以下「代替資産等」という。)である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうち土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第38条の4第39項第3号から第6号までの規定(措置法令第39条の97第13項第2号に係るものを除く。)の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が2以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p> <p>(注)</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>62の3(6)－9 資産の譲渡につき措置法第64条から第65条の5までの規定の適用を受けた場合に、当該譲渡した資産が一般土地等と当該土地等以外の資産とであるとき(64(3)－1により差益割合を計算している場合に限る。)における措置法第62条の3第10項の規定により同項の土地等の譲渡利益金額から控除する損金算入額は、これらの規定による損金算入額のうち一般土地等の譲渡利益金額に達するまでの金額による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62の3(6)－11 措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が同項に規定する予定期間（以下62の3(6)－11において「予定期間」という。）の中途において同条第4項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合においても、予定期間の末日を含む事業年度において同条第9項の規定を適用することに留意する。</p>	<p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62の3(6)－11 措置法第62条の3第5項の規定 <u>(連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、措置法第68条の68第5項の規定)</u> の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が<u>措置法第62条の3第5項</u>に規定する予定期間（以下62の3(6)－11において「予定期間」という。）の中途において同条第4項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合においても、予定期間の末日を含む事業年度において同条第9項の規定を適用することに留意する。</p>

四十五 第63条((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から取得をした土地等の意義)</p> <p>63(1)－8 措置法第63条第2項第1号に規定する「土地等（他の者（当該法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含む。）から取得をしたものに限る。）」とは、他の者が有していた土地等を売買、交換、贈与、代物弁済等により取得した場合の当該土地等又は他の者が有する土地等について土地の上に存する権利を設定した場合の当該土地の上に存する権利をいい、法人が自ら公有水面の埋立てにより取得した土地は、他の者から取得をした土地等には含まれないことに留意する。</p> <p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p>	<p>(他の者から取得をした土地等の意義)</p> <p>63(1)－8 措置法第63条第2項第1号に規定する「土地等（他の者 <u>(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店等を含む。)</u> から取得をしたものに限る。）」とは、他の者が有していた土地等を売買、交換、贈与、代物弁済等により取得した場合の当該土地等又は他の者が有する土地等について土地の上に存する権利を設定した場合の当該土地の上に存する権利をいい、法人が自ら公有水面の埋立てにより取得した土地は、他の者から取得をした土地等には含まれないことに留意する。</p> <p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>63(1)－15</p> <p>(1)</p> <p>(2) (1)の事業年度後に残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額から当該(1)の事業年度において既に短期重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額に相当する金額を控除した残額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。</p> <p>(3)</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)－8 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(1)－16により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地（以下63(2)－8において「旧借地権部分」という。）及びその他の部分の土地（以下63(2)－8において「旧底地部分」という。）をそれぞれ譲渡し又はそれぞれの部分について借地権を設定したものと取り扱うものとするが、この場合における旧底地部分及び旧借地権部分に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第3項第1号に定める譲渡の時の価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>63(1)－15</p> <p>(1)</p> <p>(2) (1)の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）後に残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額から当該(1)の事業年度において既に短期重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額（連結事業年度において措置法第68条の69の規定により課税された譲渡利益金額を含む。）に相当する金額を控除した残額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。</p> <p>(3)</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)－8 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(1)－16により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地（<u>連結事業年度において連結措置法通達68の69(1)－15により取得したものとされる部分の土地を含む。</u>以下63(2)－8において「旧借地権部分」という。）及びその他の部分の土地（以下63(2)－8において「旧底地部分」という。）をそれぞれ譲渡し又はそれぞれの部分について借地権を設定したものと取り扱うものとするが、この場合における旧底地部分及び旧借地権部分に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第3項第1号に定める譲渡の時の価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)－9 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(1)－17により取得したものとされる底地（以下63(2)－9において「旧底地部分」という。）及び借地権に対応する部分の土地（以下63(2)－9において「旧借地権部分」という。）に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第3項第1号に定める譲渡の時における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>	<p>(注)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)－9 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(1)－17により取得したものとされる底地（<u>連結事業年度において連結措置法通達68の69(1)－16により取得したものとされる部分の土地を含む。</u>以下63(2)－9において「旧底地部分」という。）及び借地権に対応する部分の土地（以下63(2)－9において「旧借地権部分」という。）に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第3項第1号に定める譲渡の時における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>
<p>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>63(2)－11 法人が、土地等のリース譲渡（法第63条第1項に規定するリース譲渡をいう。以下63(2)－11において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡のあった日を含む事業年度において同項に規定する延払基準の方法による経理をしている場合には、当該事業年度以後の各事業年度における当該土地等のリース譲渡に係る措置法第63条第2項第2号に規定する譲渡利益金額は、次の算式により計算した金額となることに留意する。</p>	<p>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>63(2)－11 法人が、土地等のリース譲渡（法第63条第1項に規定するリース譲渡をいう。以下63(2)－11において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡のあった日を含む事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）において同項に規定する延払基準の方法による経理をしている場合には、当該事業年度以後の各事業年度における当該土地等のリース譲渡に係る措置法第63条第2項第2号に規定する譲渡利益金額は、次の算式により計算した金額となることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(算式)</p> <p>リース譲渡の日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第 63 条第 2 項第 2 号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第 124 条第 2 項に規定する賦払金割合</p> <p>(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)</p> <p>63(3)－1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イに<u>定める</u>譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該積立金の額を控除した後の金額によるものとする。</p> <p>㊦ この取扱いにより譲渡直前の帳簿価額から控除する積立金の額は、その積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度においてこれらの金額を取り崩して基本通達 4－1－1 の(2)の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額によることに留意する。</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)－2 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(2)－8 に定める</p>	<p>(算式)</p> <p>リース譲渡の日を含む事業年度 <u>(注)</u> において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第 63 条第 2 項第 2 号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第 124 条第 2 項に規定する賦払金割合</p> <p><u>㊦ その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</u></p> <p>(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)</p> <p>63(3)－1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イに<u>掲げる</u>譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該積立金の額を控除した後の金額によるものとする。</p> <p>㊦ この取扱いにより譲渡直前の帳簿価額から控除する積立金の額は、その積立てをした事業年度の所得の金額 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)</u> の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> においてこれらの金額を取り崩して基本通達 4－1－1 の(2)又は連結基本通達 4－1－1 の(2)の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額によることに留意する。</p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)－2 地主たる法人が、その土地に係る借地権を消滅させた後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(2)－8 に定める</p>

改 正 後	改 正 前
<p>旧借地権部分及び旧底地部分に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからハマまでに<u>定める金額</u>は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>旧借地権部分及び旧底地部分 <u>(連結措置法通達 68 の 69(2)－8 に定める旧借地権部分及び旧底地部分を含む。以下 63(3)－2 において同じ。)</u>に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからハマまでに<u>掲げる金額</u>は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)－3 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(2)－9 に定める旧底地部分及び旧借地権部分に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからハマまでに<u>定める金額</u>は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)－3 借地権を有する法人が、当該借地権に係る底地を取得した後に当該土地を譲渡し、又は当該土地に新たな借地権を設定した場合には、63(2)－9 に定める旧底地部分及び旧借地権部分 <u>(連結措置法通達 68 の 69(2)－9 に定める旧底地部分及び旧借地権部分を含む。以下 63(3)－3 において同じ。)</u>に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからハマまでに<u>掲げる金額</u>は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>63(3)－4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該賃借権の設定等直前の帳簿価額については、基本通達 2－2－2 に定めるところによる。この</p>	<p>(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)</p> <p>63(3)－4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第 38 条の 5 第 3 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該賃借権の設定等直前の帳簿価額については、基本通達 2－2－2 に定めるところによる。この</p>

改 正 後	改 正 前
<p>場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度に支出した利子の額が含まれている場合には、その額を控除して計算することに留意する。</p> <p>④ 1 2</p> <p>(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)</p> <p>63(4)－2 措置法令第 38 条の 5 第 4 項の規定により読み替えて準用される措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号ロ(1)の金額の計算の基礎となる保有期間内に終了した各事業年度終了の日の原価の額として計算されることとなる金額は、当該土地等につき各事業年度に支出した利子の額以外の金額で土地等の取得価額に算入すべき金額によるものとする。</p> <p>④ 1 2</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4)－4</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの期間につき計算されるその一団の宅地に属する土地等の全てに係る帳簿価額の累計額(既に譲渡された土地等に係る部分の金額を除く。)</p> <p>(2) (3)</p>	<p>場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> に支出した利子の額が含まれている場合には、その額を控除して計算することに留意する。</p> <p>④ 1 2</p> <p>(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)</p> <p>63(4)－2 措置法令第 38 条の 5 第 4 項の規定により読み替えて準用される措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号ロ(1)の金額の計算の基礎となる保有期間内に終了した各事業年度終了の日の原価の額として計算されることとなる金額は、当該土地等につき各事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> に支出した利子の額以外の金額で土地等の取得価額に算入すべき金額によるものとする。</p> <p>④ 1 2</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4)－4</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> 終了の日までの期間につき計算されるその一団の宅地に属する土地等の全てに係る帳簿価額の累計額(既に譲渡された土地等に係る部分の金額を除く。)</p> <p>(2) (3)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(実額配賦法による場合の経費の範囲)</p> <p>63(4)－8 法人が、措置法令第38条の5第4項の規定により読み替えて準用される措置法令第38条の4第6項第2号に掲げる金額に係る経費の額の計算につき実額配賦法(措置法令第38条の5第4項の規定により準用される措置法令第38条の4第8項の規定の適用を受ける場合におけるその計算方法をいう。以下同じ。)を選定する場合において、当該経費の額は、販売費及び一般管理費に限られるのであるから、企業会計上営業外費用又は損失とされるものの額は、これに含まれないことに留意する。ただし、短期所有土地等の譲渡に係る未収金の<u>貸倒損失</u>、当該短期所有土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該短期所有土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度における販売費及び一般管理費とする。</p> <p>(実額配賦法による場合の支払利子の計算方法)</p> <p>63(4)－17</p> <p>.....</p> <p>A = 当該事業年度の直前事業年度の終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(注)</p> <p>(実額配賦法による場合の経費の範囲)</p> <p>63(4)－8 法人が、措置法令第38条の5第4項の規定により読み替えて準用される措置法令第38条の4第6項第2号に掲げる金額に係る経費の額の計算につき実額配賦法(措置法令第38条の5第4項の規定により準用される措置法令第38条の4第8項の規定の適用を受ける場合におけるその計算方法をいう。以下同じ。)を選定する場合において、当該経費の額は、販売費及び一般管理費に限られるのであるから、企業会計上営業外費用又は損失とされるものの額は、これに含まれないことに留意する。ただし、短期所有土地等の譲渡に係る未収金の<u>貸倒損</u>、当該短期所有土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該短期所有土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>における販売費及び一般管理費とする。</p> <p>(実額配賦法による場合の支払利子の計算方法)</p> <p>63(4)－17</p> <p>.....</p> <p>A = 当該事業年度の直前事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>の終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>63(4)－19 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④1 法人の各事業年度の所得の金額の計算の基礎となった費用の額に係る否認金額が多いため、実額配賦法の計算の全体に著しく影響を与えると認められる場合は、著しく合理性を欠く場合に該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(棚卸資産である土地等の取用換地等による譲渡)</p> <p>63(5)－1 措置法第63条第3項第3号の規定は、棚卸資産である土地等の譲渡で措置法第65条の2第1項に規定する取用換地等<u>(措置法第65条第1項第6号及び第7号に規定する権利変換を除く。)</u>によるものについても適用があることに留意する。</p> <p>(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)</p> <p>63(6)－3 法人が土地等の譲渡をし、後日実測面積によりその土地代金の精算をすることとしている場合において、その譲渡の日を含む事業年度(以下「譲渡事業年度」という。)後の事業年度においてその代金が確定したときは、当該土地等の譲渡につき譲渡事業年度にその確定金額で譲渡したものとして計算される譲渡利益金額に対する税額と譲渡事業年度の現況により申告した譲渡利益金額に対する税額との差額に相当する税額は、当該代金の確定があった日を含む事業年度の法人税額に加算し、又は減算するものとする。</p>	<p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>63(4)－19 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④1 法人の各事業年度の所得の金額 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)</u> の計算の基礎となった費用の額に係る否認金額が多いため、実額配賦法の計算の全体に著しく影響を与えると認められる場合は、著しく合理性を欠く場合に該当する。</p> <p>2 ……………</p> <p>(棚卸資産である土地等の取用換地等による譲渡)</p> <p>63(5)－1 措置法第63条第3項第3号の規定は、棚卸資産である土地等の譲渡で措置法第65条の2第1項に規定する取用換地等によるものについても適用があることに留意する。</p> <p>(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)</p> <p>63(6)－3 法人が土地等の譲渡をし、後日実測面積によりその土地代金の精算をすることとしている場合において、その譲渡の日を含む事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。)</u> 以下「譲渡事業年度」という。)後の事業年度においてその代金が確定したときは、当該土地等の譲渡につき譲渡事業年度にその確定金額で譲渡したものとして計算される譲渡利益金額に対する税額と譲渡事業年度の現況により申告した譲渡利益金額に対する税額との差額に相当する税額は、当該代金の確定があった日を含む事業年度の法人税額に加算し、又は減算するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(註) 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第 71 条若しくは第 144 条の 3 の規定による中間申告をする場合の中間納付額又は当該確定のあった日を含む事業年度を法第 80 条第 1 項若しくは第 144 条の 13 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 2 項に規定する還付所得事業年度としてこれらの規定による還付請求をする場合の還付請求金額は、本文の取扱いによる加算又は減算がなかったものとした場合の法人税額を基礎として計算することに留意する。</p> <p>(見積もった原価の額が増加した場合等の調整)</p> <p>63(6)－4 法人が譲渡事業年度において土地等の原価の額が確定しないため原価の額を見積もって譲渡利益金額の計算をした場合（当該譲渡事業年度が基本通達 2－2－2 の(1)に定める事業年度である場合を除く。）において、その後の事業年度（譲渡事業年度終了の日から 3 年以内に終了した事業年度に限る。）において見積もった原価の額が確定し当該譲渡利益金額が減少したときは、法人の申告を条件に、63(6)－3 に準じて当該原価の額が確定した事業年度の法人税の額を調整することができるものとする。</p> <p>.....</p> <p>(註)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 5 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける部分とその適用を受けない部</p>	<p>(註) 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第 71 条若しくは第 144 条の 3 の規定による中間申告をする場合の中間納付額（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第 81 条の 19 の規定による連結中間申告をする場合の連結中間納付額）又は当該確定のあった日を含む事業年度を法第 80 条第 1 項若しくは第 144 条の 13 第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 2 項に規定する還付所得事業年度としてこれらの規定による還付請求をする場合の還付請求金額は、本文の取扱いによる加算又は減算がなかったものとした場合の法人税額を基礎として計算することに留意する。</p> <p>(見積った原価の額が増加した場合等の調整)</p> <p>63(6)－4 法人が譲渡事業年度において土地等の原価の額が確定しないため原価の額を見積って譲渡利益金額の計算をした場合（当該譲渡事業年度が基本通達 2－2－2 の(1)に定める事業年度又は連結基本通達 2－2－2 の(1)に定める連結事業年度である場合を除く。）において、その後の事業年度（譲渡事業年度終了の日から 3 年以内に終了した事業年度に限る。）において見積った原価の額が確定し当該譲渡利益金額が減少したときは、法人の申告を条件に、63(6)－3 に準じて当該原価の額が確定した事業年度の法人税の額を調整することができるものとする。</p> <p>.....</p> <p>(註)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 6 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける部分とその適用を受けない部</p>

改 正 後	改 正 前
<p>分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とが平均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第38条の5第24項の規定により準用される措置法令第38条の4第39項第3号から第5号までの規定の適用を受けた代替資産又は交換取得資産（以下「代替資産等」という。）である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうち土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第38条の5第24項の規定により準用される措置法令第38条の4第39項第3号から第5号までの規定の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が2以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p> <p>(注)</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>63(6)－9 資産の譲渡につき措置法第64条から第65条の5までの規定の適用を受けた場合に、当該譲渡した資産が短期所有土地等と当該短期所有土地等以外の資産とであるとき（64(3)－1により差益割合を計算している場合に限る。）</p>	<p>分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とが平均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第38条の5第24項の規定により準用される措置法令第38条の4第39項第3号から第6号までの規定（措置法令第39条の97第13項第2号に係るものを除く。）の適用を受けた代替資産又は交換取得資産（以下「代替資産等」という。）である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうち土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第38条の5第24項の規定により準用される措置法令第38条の4第39項第3号から第6号までの規定（措置法令第39条の97第13項第2号に係るものを除く。）の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が2以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p> <p>(注)</p> <p>(譲渡利益金額から控除する損金算入額)</p> <p>63(6)－9 資産の譲渡につき措置法第64条から第65条の5までの規定の適用を受けた場合に、当該譲渡した資産が短期所有土地等と当該短期所有土地等以外の資産とであるとき（64(3)－1により差益割合を計算している場合に限る。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>における措置法第 63 条第 4 項の規定により読み替えて準用される措置法第 62 条の 3 第 10 項の規定により<u>措置法第 63 条第 4 項の土地等の譲渡に係る譲渡利益金額から控除する損金算入額は、これらの規定による損金算入額のうち短期所有土地等の譲渡利益金額に達するまでの金額によるものとする。</u></p>	<p>における措置法第 63 条第 4 項の規定により読み替えて準用される措置法第 62 条の 3 第 10 項の規定により<u>同項の土地等の譲渡利益金額から控除する損金算入額は、これらの規定による損金算入額のうち短期所有土地等の譲渡利益金額に達するまでの金額によるものとする。</u></p>

四十六 第 64 条～第 66 条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 64 条～第 66 条（共通事項）関係</p>	<p>第 64 条～第 66 条の 2（共通事項）関係</p>
<p>（特別勘定の経理等）</p> <p><u>64～66（共）-1</u></p>	<p>（特別勘定の経理等）</p> <p><u>64～66 の 2（共）-1</u></p>
<p>（信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付又は保存）</p> <p><u>64～66（共）-2</u> 62 の 3(6)–13 の取扱いは、受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する資産の譲渡につき措置法第 3 章第 6 節の規定の適用を受ける場合について準用する。<u>この場合において、62 の 3(6)–13 中「これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は第 10 項各号に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては」とあるのは、「これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては」とする。</u></p>	<p>（信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付）</p> <p><u>64～66 の 2（共）-2</u> 62 の 3(6)–13 の取扱いは、受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する資産の譲渡につき措置法第 3 章第 6 節の規定（措置法第 64 条から第 65 条の 4 までの規定を除く。）の適用を受ける場合について準用する。</p>

四十七 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</u></p> <p><u>64(1)－9 代替資産の取得につき措置法第 64 条第 3 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。) の規定を適用する場合における措置法令第 39 条第 20 項の「その他これに準ずる事情」には、収用等により譲渡した資産について次に掲げるような事情があるためやむを得ずその譲渡が遅延した場合が含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 借地人又は借家人が容易に立退きに応じないため譲渡ができなかったこと。</u></p> <p><u>(2) 災害等によりその譲渡に関する計画の変更を余儀なくされたこと。</u></p> <p><u>(3) (1)又は(2)に準ずる特別な事情があったこと。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</u></p> <p><u>64(2)－16 土地等が土地収用法等の規定により使用されたこと (土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合を含む。) に伴い、当該使用に係る土地の上にある資産につき、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金 (措置法令第 39 条第 18 項に規定するものに限る。) は、当該土地等を使用させることが措置法第 64 条第 2 項第 1 号に規定する要件を満たさないときにおいても、対価補償金とみなして取り扱うことができるものとする。</u></p>	<p><u>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</u></p> <p><u>64(2)－16 土地等が土地収用法等の規定により使用されたこと (土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合を含む。) に伴い、当該使用に係る土地の上にある資産につき、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金 (措置法令第 39 条第 17 項に規定するものに限る。) は、当該土地等を使用させることが措置法第 64 条第 2 項第 1 号に規定する要件を満たさないときにおいても、対価補償金とみなして取り扱うことができるものとする。</u></p>
<p><u>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</u></p> <p><u>64(2)－18 措置法第 64 条第 2 項第 2 号の収用等をされた土地の上にある資産に</u></p>	<p><u>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</u></p> <p><u>64(2)－18 措置法第 64 条第 2 項第 2 号の収用等をされた土地の上にある資産に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>つき、取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、当該資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するときとは、収用等をされた土地の上にある資産につき、取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、当該資産自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第39条第18項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。</p> <p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>64(2)－19 土地等が措置法第65条第1項第1号に掲げる場合に該当することとなったことに伴い、当該土地等の上にある資産につき土地収用法等の規定に基づく収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合において、当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第39条第18項に規定するものに限る。）を取得するときは、措置法第64条第2項第2号に準じて取り扱うことができるものとする。</p> <p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>64(2)－20 土地等の収用等に伴い、当該土地等の上にある建物、構築物、立竹木等を取壊し又は除去をしなければならないこととなった場合において、起業者が当該資産の損失に対する補償金の算定に当たり発生資材（資産の取壊し又は除去に伴って生ずる資材をいう。以下同じ。）又は伐採立竹木の評価額を控除していないときにおいても、これらの資材又は伐採立竹木の価額又はその売却代金の額は、措置法令第39条第18項第2号に規定する補償金の額には該当しないことに留意する。</p> <p>(資産の譲渡をすることとなる日が明らかとなった日)</p> <p>64(3)－6 措置法第64条第3項に規定する「当該収用等により当該法人の有する</p>	<p>つき、取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、当該資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するときとは、収用等をされた土地の上にある資産につき、取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、当該資産自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第39条第17項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。</p> <p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>64(2)－19 土地等が措置法第65条第1項第1号に掲げる場合に該当することとなったことに伴い、当該土地等の上にある資産につき土地収用法等の規定に基づく収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合において、当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第39条第17項に規定するものに限る。）を取得するときは、措置法第64条第2項第2号に準じて取り扱うことができるものとする。</p> <p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>64(2)－20 土地等の収用等に伴い、当該土地等の上にある建物、構築物、立竹木等を取壊し又は除去をしなければならないこととなった場合において、起業者が当該資産の損失に対する補償金の算定に当たり発生資材（資産の取壊し又は除去に伴って生ずる資材をいう。以下同じ。）又は伐採立竹木の評価額を控除していないときにおいても、これらの資材又は伐採立竹木の価額又はその売却代金の額は、措置法令第39条第17項第2号に規定する補償金の額には該当しないことに留意する。</p> <p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3)－6 土地収用法第16条の規定による事業認定又は起業者からの買取りの</p>

改 正 後

資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日」とは、土地収用法第 16 条の規定による事業認定又は起業者からの買取りの申出があったこと等により法人の有する資産（棚卸資産を除く。）について収用等をされることが明らかとなった日をいうことに留意する。

（収用等事業年度開始の前日において取得した資産の圧縮記帳）

64(3)－6 の 2 収用等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得した資産について措置法第 64 条第 3 項の規定により当該収用等により譲渡した資産に係る

改 正 前

申出があったこと等により法人の有する資産（棚卸資産を除く。）について収用等をされることが明らかであるため、当該法人が当該事業認定又は買取りの申出等があった日以後にその代替資産となるべき資産をあらかじめ取得した場合において、当該取得した資産が収用等のあった日を含む事業年度開始の前日 1 年（収用等をされることに伴い、工場、事務所、その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下「工場等」という。）の建設又は移転を要することとなる場合において、当該工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常 1 年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情がある場合には、収用等があった日を含む事業年度の開始の前日 3 年）以内に取得したものであるときは、その収用等があった日を含む事業年度において、当該取得した資産（措置法に規定する特別償却の規定、これらの規定に係る特別償却準備金の規定及び特別税額控除の規定の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として、措置法第 64 条第 1 項又は第 8 項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。この場合において、当該代替資産について既に減価償却をしているときは、当該代替資産の帳簿価額として付けることができる金額は、次の算式により計算した金額を下らない金額とする。

$$\frac{\text{当該代替資産を取得した事業年度(借)において圧縮記帳をしたものと仮定した場合の帳簿価額}}{\text{当該代替資産について圧縮記帳をする時の直前の帳簿価額}} \times \frac{\text{当該代替資産の取得価額}}{\text{当該代替資産について圧縮記帳をする時の直前の帳簿価額}}$$

(借) その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>代替資産とみなす場合において、当該代替資産の取得価額が当該譲渡した資産の対価の額を超えるときは、当該超える金額に相当する部分の資産については、当該事業年度後の事業年度における同項の規定による代替資産とみなすことができるものとする。</u></p> <p>(取壊し等が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</p> <p>64(3)－8 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度において取壊し等を行うこととしている場合における措置法第64条若しくは第65条の規定による圧縮記帳又は措置法第65条の2の規定による5,000万円損金算入の特例の適用については、当該収用等があった日を含む事業年度終了の日における現況により、資産の譲渡に要する経費の額で対価補償金の額から控除すべき金額及び発生資材に付ける帳簿価額等の適正な見積額を基礎として計算する。この場合においてその確定額が見積額と異なることとなったときは、その確定した日を含む<u>事業年度</u>において、次により調整する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(圧縮記帳をしない代替資産に係る特別勘定の経理)</p> <p>64(3)－9 対価補償金をもって代替資産を取得したにもかかわらず、当該代替資産について措置法第64条第1項又は<u>第9項</u>の規定の適用を受けない場合には、当該対価補償金について第64条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできないのであるが、第65条の2の規定の適用を受けることはできることに留意する。</p>	<p>(取壊し等が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</p> <p>64(3)－8 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下64(3)－8において「事業年度等」という。)</u>において取壊し等を行うこととしている場合における措置法第64条若しくは第65条の規定による圧縮記帳又は措置法第65条の2の規定による5,000万円損金算入の特例の適用については、当該収用等があった日を含む事業年度終了の日における現況により、資産の譲渡に要する経費の額で対価補償金の額から控除すべき金額及び発生資材に付ける帳簿価額等の適正な見積額を基礎として計算する。この場合においてその確定額が見積額と異なることとなったときは、その確定した日を含む<u>事業年度等</u>において、次により調整する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(圧縮記帳をしない代替資産に係る特別勘定の経理)</p> <p>64(3)－9 対価補償金をもって代替資産を取得したにもかかわらず、当該代替資産について措置法第64条第1項又は<u>第8項</u>の規定の適用を受けない場合には、当該対価補償金について第64条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできないのであるが、第65条の2の規定の適用を受けることはできることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9の2</p> <p>④ 本文の長期特別勘定とは、<u>措置法令第39条第23項各号又は第31項に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法令第64条の2第1項の規定により設けている特別勘定(同条第6項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。)</u>をいう。以下64(3)－15において<u>同じ</u>。</p> <p>(取壊し等が遅れる場合の特別勘定の計算)</p> <p>64(3)－10 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度において取壊し等をする事としてしている場合における措置法令第64条の2の規定による特別勘定に経理することができる金額は、64(3)－8の前段に準じて計算する。ただし、法人がこの計算に代えて取壊し等をしていない資産に係る対価補償金で代替資産の取得に充てようとするものについて、その全額を特別勘定として計算したときは、これを認める。</p> <p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p>	<p>.....</p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9の2</p> <p>④ 本文の長期特別勘定とは、<u>次に掲げるものをいう(以下64(3)－15において同じ。)</u>。</p> <p>1 <u>措置法令第39条第19項各号又は第28項に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法令第64条の2第1項の規定により設けている特別勘定(同条第6項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。)</u></p> <p>2 <u>措置法令第39条の99第5項各号又は第13項に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法令第68条の71第1項の規定により設けている特別勘定(同条第7項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。)</u></p> <p>(取壊し等が遅れる場合の特別勘定の計算)</p> <p>64(3)－10 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>において取壊し等をする事としてしている場合における措置法令第64条の2の規定による特別勘定に経理することができる金額は、64(3)－8の前段に準じて計算する。ただし、法人がこの計算に代えて取壊し等をしていない資産に係る対価補償金で代替資産の取得に充てようとするものについて、その全額を特別勘定として計算したときは、これを認める。</p> <p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>64(3)－11 資産の対価補償金について措置法第 64 条の 2 第 1 項の規定により特別勘定に経理した事業年度後の事業年度において、次の事実があった場合の特別勘定の計算は次によるものとする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 代替資産を取得する前に資産の取壊し等をしたときは、その都度差益割合を改訂し、特別勘定のうち過大となる部分の金額が生ずるときは、当該過大となる金額を益金の額に算入する。ただし、64(3)－10 のただし書によったものについては、資産の取壊し損失又は譲渡に要する経費の全額を仮勘定として経理したときは、<u>同条第 12 項各号</u>に規定する場合に該当することとなった日までは、特別勘定の金額を益金の額に算入しないことができる。</p> <p>(3) ……………</p> <p>(内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合)</p> <p>64(3)－13 の 2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、その有する内水面に係る漁業権の消滅又はその価値の減少により取得した措置法第 64 条第 1 項第 7 号に掲げる補償金又は対価につき措置法令第 39 条第 2 項第 3 号括弧書に掲げる有価証券を代替資産として措置法第 64 条第 1 項又は<u>第 9 項</u>の規定の適用を受けた場合には、その後当該有価証券について償還を受け、又はこれを譲渡したときにおいても、その償還を受けた金額又はその譲渡の対価をもって再び同号括弧書に規定する有価証券を取得したときは、当該有価証券が引き続き同号括弧書に規定する基金の運用資産として保有されるものである限り、当該有価証券については、次の算式により計算した金額を下らない金額をその取得価額</p>	<p>64(3)－11 資産の対価補償金について措置法第 64 条の 2 第 1 項の規定により特別勘定に経理した事業年度 (<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第 68 条の 71 第 1 項の規定により特別勘定に経理した当該連結事業年度</u>) 後の事業年度において、次の事実があった場合の特別勘定の計算は次によるものとする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 代替資産を取得する前に資産の取壊し等をしたときは、その都度差益割合を改訂し、特別勘定のうち過大となる部分の金額が生ずるときは、当該過大となる金額を益金の額に算入する。ただし、64(3)－10 のただし書によったものについては、資産の取壊し損失又は譲渡に要する経費の全額を仮勘定として経理したときは、<u>措置法第 64 条の 2 第 12 項各号</u>に規定する場合に該当することとなった日までは、特別勘定の金額を益金の額に算入しないことができる。</p> <p>(3) ……………</p> <p>(内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合)</p> <p>64(3)－13 の 2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、その有する内水面に係る漁業権の消滅又はその価値の減少により取得した措置法第 64 条第 1 項第 7 号に掲げる補償金又は対価につき措置法令第 39 条第 2 項第 3 号括弧書に掲げる有価証券を代替資産として措置法第 64 条第 1 項又は<u>第 8 項</u>の規定の適用を受けた場合には、その後当該有価証券について償還を受け、又はこれを譲渡したときにおいても、その償還を受けた金額又はその譲渡の対価をもって再び同号括弧書に規定する有価証券を取得したときは、当該有価証券が引き続き同号括弧書に規定する基金の運用資産として保有されるものである限り、当該有価証券については、次の算式により計算した金額を下らない金額をその取得価額</p>

改 正 後

とすることができるものとする。

.....

(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)

64(3)－14 取用等をされた資産に係る対価補償金をもって取得した代替資産につき措置法第 64 条第 1 項 (措置法第 64 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)又は第 9 項 (措置法第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定による圧縮記帳の適用を受けた場合には、当該代替資産の取得価額の一部が対価補償金以外の資金から成るときであっても、当該代替資産については、措置法に規定する特別償却の規定、これらの規定に係る特別償却準備金の規定及び特別税額控除の規定を適用することができないことに留意する。

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

64(3)－18 取用等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6、第 42 条の 12 の 7 及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 64 条第 3 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであっても、同条第 3 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定の適用がないことに留意する。

(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)

64(3)－19 措置法第 64 条の 2 第 10 項及び第 11 項に規定する特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる譲渡した資産のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。

改 正 前

とすることができるものとする。

.....

(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)

64(3)－14 取用等をされた資産に係る対価補償金をもって取得した代替資産につき措置法第 64 条第 1 項 (同法第 64 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)又は第 64 条第 8 項 (同法第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定による圧縮記帳の適用を受けた場合には、当該代替資産の取得価額の一部が対価補償金以外の資金から成るときであっても、当該代替資産については、措置法に規定する特別償却の規定、これらの規定に係る特別償却準備金の規定及び特別税額控除の規定を適用することができないことに留意する。

(新 設)

(新 設)

改 正 後

(適格合併等があった場合における圧縮記帳等の計算)

64(3)－20 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格合併等」という。）により代替資産の移転、特別勘定の引継ぎ等があった場合には、64(3)－3、64(3)－6、64(3)－6の2、64(3)－8、64(3)－9の2、64(3)－10、64(3)－11、64(3)－15、64(3)－16 及び 64(3)－18 による圧縮記帳等の計算については、次によるものとする。

(1) 64(3)－3、64(3)－6、64(3)－6の2 及び 64(3)－18 は、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下同じ。）と合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）とは同一の法人であるものとして適用する。

(2)

(廃 止)

(収用証明書の保存)

64(4)－1 措置法第 64 条から第 65 条の 2 までの規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第 22 条の 2 第 4 項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容は、次の表に掲げるものについては同表によるほか、同表に掲げていないものについてはその適用を受けようとする規定に対応する昭和 46 年 8 月

改 正 前

(適格合併等があった場合における圧縮記帳等の計算)

64(3)－18 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格合併等」という。）により代替資産の移転、特別勘定の引継ぎ等があった場合には、64(3)－3、64(3)－6、64(3)－8、64(3)－9の2、64(3)－10、64(3)－11、64(3)－15 及び 64(3)－16 による圧縮記帳等の計算については、次によるものとする。

(1) 64(3)－3 及び 64(3)－6 は、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下同じ。）と合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）とは同一の法人であるものとして適用する。

(2)

(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)

64(3)－19 措置法第 64 条の 2 第 10 項及び第 11 項に規定する特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる譲渡した資産のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)－1 措置法第 64 条から第 65 条の 2 までの規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第 22 条の 2 第 4 項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容を示すと別表 1 のとおりである。

改 正 後 改 正 前

26日付直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）33-50に係る別表2の区分に応じ同表に準ずる。

別表1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考 (廃 止)
①	(n)に掲げる資産の場合にあつては、措置法令第39条第8項各号に掲げる場合のいずれか（都市再開発法第71条第1項又は第3項の申出をした者が同法第70条の2第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第8項第1号に掲げる場合に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明			
②	(n)に掲げる資産の場合にあ			

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑤0	(n)に掲げる資産の場合にあつては、措置法令第39条第7項各号に掲げる場合のいずれか（都市再開発法第71条第1項又は第3項の申出をした者が同法第70条の2第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第7項第1号に掲げる場合に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明			
⑤0の2	(n)に掲げる資産にあつて			

改 正 後					改 正 前				
	<p>つては、措置法令第39条第11項各号に掲げる場合のいずれか（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出をした者が同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第11項第1号に掲げる場合に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明</p>					<p>は、措置法令第39条第10項各号に掲げる場合のいずれか（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出をした者が同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第10項第1号に掲げる場合に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明</p>			
(廃 止)									
<p>③ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下④までにおいて「マンション建替円滑化法」という。）に規定するマンション建替事業が施行された場合において、その権利変換に係る資産が次に</p>		<p>⑤1の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下⑤1の3までにおいて「マンション建替円滑化法」という。）に規定するマンション建替事業が施行された場合において、その権利変換に係る</p>	

改 正 後				改 正 前			
掲げる資産であるとき (イ) (ロ)				資産が次に掲げる資産であるとき (イ) (ロ)			
④ マンション建替円滑化法に規定する敷地分割事業が実施された場合において、その資産に係るマンション建替円滑化法の敷地権利変換によりマンション建替円滑化法第191条第1項第2号に規定する除却敷地持分、同項第5号に規定する非除却敷地持分等又は同項第8号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得するとき				⑤1の3 マンション建替円滑化法に規定する敷地分割事業が実施された場合において、その資産に係る同法の敷地権利変換により同法第191条第1項第2号に規定する除却敷地持分、同項第5号に規定する非除却敷地持分等又は同項第8号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得するとき			
(廃 止)							

四十八 第65条の2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が5,000万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係)</u></p> <p><u>65の2-3の3 措置法第65条の2第1項に規定する5,000万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の73第1項の規定の適用対象となる収用換地等による譲渡を行ったことにより、連結所得の金額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(団体漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間)</p> <p>65の2-5の2</p> <p>㊦ 組合等が有する団体漁業権等の消滅等により、当該組合等の組合員がその組合員行使権の消滅等に伴って取得する補償金等については、当該組合員に対する配分額が確定した日を含む事業年度の益金の額に算入することに留意する。</p>	<p><u>の計算上、同項の規定による5,000万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の2第1項の規定の適用の対象となる収用換地等による譲渡を行ったときには、同項に規定する5,000万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>同条第2項又は第7項の5,000万円損金算入の特例についても、同様とする。</p> <p>㊦ <u>5,000万円損金算入の特例による損金算入限度額の計算上5,000万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の収用換地等につき措置法第65条の6の規定(同法第68条の77の規定を含む。)の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該収用換地等につき既に措置法第65条の2の規定(同法第68条の73の規定を含む。)により計算した損金算入額となる。</u></p> <p>(団体漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間)</p> <p>65の2-5の2</p> <p>㊦ 組合等が有する団体漁業権等の消滅等により、当該組合等の組合員がその組合員行使権の消滅等に伴って取得する補償金等については、当該組合員に対する配分額が確定した日を含む事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>の益金の額に算入することに留意する。</p>

四十九 第65条の3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が2,000万円の損金算入の特例</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定土地区画整理事業等の証明書の保存)</p> <p>65の3-4 措置法第65条の3の規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第22条の4第1項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容は、その適用を受けようとする規定に対応する昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法</p>	<p><u>を受けた場合の適用関係)</u></p> <p>65の3-3の2 措置法第65条の3第1項に規定する2,000万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の74第1項の規定の適用対象となる特定土地区画整理事業等のための譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による2,000万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の3第1項の規定の適用の対象となる特定土地区画整理事業等のための譲渡を行ったときには、同項に規定する2,000万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>㉔ 同項の2,000万円の損金算入の特例による損金算入限度額の計算上2,000万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の特定土地区画整理事業等のための譲渡につき措置法第65条の6の規定(同法第68条の77の規定を含む。)の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該特定土地区画整理事業等のための譲渡につき既に措置法第65条の3の規定(同法第68条の74の規定を含む。)により計算した損金算入額となる。</p> <p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の3-4 措置法規則第22条の4第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表2のとおりである。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>令解釈通達）34－5に係る別表3の区分に応じ同表に準ずる。</u></p> <p style="text-align: right;">（廃 止）</p>	<p>別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分の一覧表</p>

五十 第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">（廃 止）</p>	<p><u>（当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が1,500万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係）</u></p> <p><u>65の4-11の2 措置法第65条の4第1項に規定する1,500万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の75第1項の規定の適用対象となる特定住宅地造成事業等のための譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による1,500万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の4第1項の規定の適用の対象となる特定住宅地造成事業等のための譲渡を行ったときには、同項に規定する1,500万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>㊦ 同項の1,500万円の損金算入の特例による損金算入限度額の計算上1,500万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の特定住宅地造成事業等のための譲渡につき措置法第65条の6の規定（同法第68条の77の規定を含む。）の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該特定住宅地造成事業等のための譲渡につき既に措置法第65条の4の規定（同法第68条の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定住宅地造成事業等の証明書の保存)</p> <p>65の4-17 <u>措置法第65条の4の規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第22条の5第1項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容は、その適用を受けようとする規定に対応する昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）34の2-24に係る別表4の区分に応じ同表に準ずる。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p><u>75の規定を含む。）により計算した損金算入額となる。</u></p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の4-17 <u>措置法規則第22条の5第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表3のとおりである。</u></p> <p>別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p>

五十一 第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p><u>（当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が800万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係）</u></p> <p>65の5-1 <u>措置法第65条の5第1項に規定する800万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の76第1項の規定の適用対象となる農地保有の合理化のための農地等の譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による800万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(農地保有の合理化等の証明書の添付)</p> <p><u>65の5-1 措置法第65条の5の規定は、原則としてその適用を受けようとする事業年度分の確定申告書等に措置法規則第22条の6第2項に規定する書類の添付をした場合に限りその適用があるのであるが、この場合の添付すべき書類の内容は、その適用を受けようとする規定に対応する昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）34の3-1に係る別表5の区分に応じ同表に準ずる。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の5第1項の規定の適用の対象となる農地保有の合理化のための農地等の譲渡を行ったときには、同項に規定する800万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 同項の800万円の損金算入の特例による損金算入限度額の計算上800万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の農地保有の合理化のための農地等の譲渡につき措置法第65条の6の規定（同法第68条の77の規定を含む。）の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該農地保有の合理化のための農地等の譲渡につき既に措置法第65条の5の規定（同法第68条の76の規定を含む。）により計算した損金算入額となる。</u></p> <p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p><u>65の5-2 措置法規則第22条の6に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表4のとおりである。</u></p> <p>別表4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表</p>

五十二 第 65 条の 5 の 2 ((特定の長期所有土地等の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 5 の 2 (1) - 7 <u>削 除</u></p>	<p><u>(先行取得土地等に係る届出書を提出した土地等を譲渡した場合の 1,000 万円の損金算入の特例の適用)</u></p> <p>65 の 5 の 2 (1) - 7 <u>法人が、措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した同項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」という。）を譲渡した場合において、その譲渡が措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項に規定する要件を満たすときは、当該先行取得土地等につき同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p>
<p>65 の 5 の 2 (2) - 2 <u>削 除</u></p>	<p><u>(同一の年に属する期間中に 2 以上の土地等を譲渡した場合の適用)</u></p> <p>65 の 5 の 2 (2) - 2 <u>法人が、一の土地等を譲渡し、当該一の土地等に係る措置法第 66 条の 2 第 14 項第 3 号に規定する譲渡利益金額を基礎として先行取得土地等につき同項の規定の適用を受けた場合であっても、その譲渡をした日の属する事業年度のうち同一の年に属する期間（以下「同一期間」という。）中に譲渡をした他の先行取得土地等（その取得の日から引き続き所有し、かつ、措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項に規定する所有期間が 5 年を超えるものに限る。）があるときには、当該他の先行取得土地等について同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた先行取得土地等を同一期間中に譲渡した場合には、当該先行取得土地等について措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が 1,000 万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 5 の 2 (2) -3 <u>削 除</u></p>	<p>65 の 5 の 2 (2) -3 <u>措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項に規定する 1,000 万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第 68 条の 76 の 2 第 1 項の規定の適用対象となる土地等の譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による 1,000 万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第 65 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用対象となる土地等（以下「特定の長期所有土地等」という。）の譲渡を行ったときには、同項に規定する 1,000 万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 1,000 万円損金算入の特例による損金算入限度額の計算上 1,000 万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の特定の長期所有土地等につき措置法第 65 条の 6 の規定（同法第 68 条の 77 の規定を含む。）の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該特定の長期所有土地等につき既に措置法第 65 条 5 の 2 の規定（同法第 68 条の 76 の 2 の規定を含む。）により計算した損金算入額となる。</u></p>

五十三 第 65 条の 6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 65 条の 6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係</u></p> <p><u>（損金算入限度額の意義）</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>65の6-1 措置法第65条の6の規定による5,000万円の限度額は、完全支配関係法人グループ（当該法人及び同条に規定する完全支配関係法人（以下「完全支配関係法人」という。）によって構成されたグループをいう。以下同じ。）全体の年を通ずる損金算入限度額であるから、当該法人に完全支配関係法人がある場合における各年に係る損金算入限度額の計算に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該法人の当該年中にした譲渡に係る個別控除適用額（同条の適用対象となる措置法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項、第65条の3第1項、第65条の4第1項、第65条の5第1項又は第65条の5の2第1項の規定の適用を受けて損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額をいう。以下同じ。）の合計額が5,000万円を超えない場合であっても、当該法人及び完全支配関係法人の当該年中にした譲渡に係るグループ個別控除適用額（完全支配関係法人グループに属している期間中にした譲渡に係る個別控除適用額をいう。以下同じ。）の合計額が5,000万円を超えるときには、その超える部分の金額（以下「グループ超過額」という。）については措置法第65条の6の規定の適用がある。</u></p> <p><u>(2) 当該法人が当該年中に完全支配関係法人グループに加入し、又は完全支配関係法人グループから離脱した法人である場合、当該法人は、次に掲げる金額の合計額を損金の額に算入することができる。ただし、当該合計額が5,000万円を超える場合には、その超える部分の金額は、当該法人の損金の額に算入しない。</u></p> <p><u>イ 当該法人の当該加入前又は当該離脱後にした譲渡（当該年中にしたものに限る。）に係る個別控除適用額の合計額</u></p> <p><u>ロ 当該法人の当該年中にした譲渡に係るグループ個別控除適用額の合計額から当該合計額のうち同条の規定により損金不算入とされる金額を除いた</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>金額</u></p> <p><u>(3) (1)の各特別控除の規定の適用がある譲渡が同一事業年度中に2以上あり、かつ、これらの譲渡が年を異にして行われたときは、各年中にした譲渡に係る個別控除適用額についてそれぞれ同条の規定の適用がある。</u></p> <p><u>(事業年度を異にする2以上の譲渡があった場合の損金算入額)</u></p> <p><u>65の6-2 当該法人及び完全支配関係法人の各年のグループ個別控除適用額に係る譲渡が2以上あり、かつ、これらの譲渡の日の属する当該法人及び完全支配関係法人の事業年度終了の日が異なる場合における措置法第65条の6の規定の適用については、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該法人及び完全支配関係法人の当該年中にした譲渡に係るグループ個別控除適用額は、先行して終了する当該法人又は完全支配関係法人の事業年度から順次、損金の額に算入し、当該法人及び完全支配関係法人の当該年中にした譲渡に係るグループ個別控除適用額の合計額が5,000万円を超えることとなった場合には、その超えることとなった当該法人又は完全支配関係法人の事業年度（以下「超過事業年度」という。）終了の日以前に終了した各事業年度（当該年中に終了した事業年度に限る。）について、同条の規定によるグループ超過額のおん分計算を行い、当該法人又は完全支配関係法人に配賦されるグループ超過額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該配賦されるグループ超過額が、当該法人又は完全支配関係法人の当該年中にした譲渡に係るグループ個別控除適用額の合計額から当該合計額のうち当該法人又は完全支配関係法人の超過事業年度終了の日前に終了した事業年度（当該年中に終了したものに限る。）において既に損金の額に算入された金額の合計額を控除した金額を超える場合は、当該事業年度に遡って、当該事業年度の当該年中にした譲渡に係るグ</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

グループ個別控除適用額について損金の額に算入された金額の修正を行う。

(注) 超過事業年度終了の日後に終了する当該法人又は完全支配関係法人の事業年度において新たにグループ個別控除適用額が生ずる場合には、再度同条の規定によるグループ超過額のおん分計算をすることとなる。

(2) (1)の取扱いにかかわらず、当該法人又は完全支配関係法人のうち、超過事業年度終了の日に終了する事業年度の当該年中にした譲渡に係るグループ個別控除適用額がある全ての法人が、当該配賦されるグループ超過額を次の算式により計算して、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととしている場合で、完全支配関係法人グループに属する全ての法人が、同日前に終了した事業年度にそのグループ超過額を配賦せず、かつ、同日後に終了する事業年度にした譲渡（当該年中にした譲渡で完全支配関係法人グループに属している期間中にしたものに限る。）について65の6-1(1)の各特別控除の規定の適用をしない場合には、これを認める。

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{グループ} \\ \text{超過額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度終了の日に終了する当該法人又は完全支配} \\ \text{関係法人の事業年度の当該年中にした譲渡に係るグルー} \\ \text{プ個別控除適用額の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度終了の日に終了する当該法人又は完全支} \\ \text{配関係法人の事業年度の当該年中にした譲渡に係るグ} \\ \text{ループ個別控除適用額の合計額と同日に終了する完全} \\ \text{支配関係法人グループに属する他の法人の事業年度} \\ \text{の当該年中にした譲渡に係るグループ個別控除適用額} \\ \text{の合計額とを合計した金額} \end{array}}$$

五十四 第 65 条の 7～第 65 条の 9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65 の 7(1)－22 ……………</p> <p>㊦ 譲渡をした資産の所有期間が 10 年を超えるものであるかどうかの判定に当たり、当該資産が措置法令第 39 条の 7 第 24 項各号に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められているのであるから留意する。</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1)－38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の上欄に規定する取得の日につき特例が認められる譲渡資産は、措置法令第 39 条の 7 第 24 項各号に掲げる資産に限られるから、例えば、措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定により圧縮記帳の規定の適用を受けている資産を譲渡しても、その資産の取得の日は、法人が実際にその資産を取得した日によることに留意する。</p> <p>(差益割合の計算)</p> <p>65 の 7(3)－1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>㊦ (2)に掲げる区分を同じくする 2 以上の資産の譲渡につき本文によりその差益割合を一括して計算して特別勘定を設定した場合には、その後当該 2 以上の資産の一部につき措置法令第 39 条の 7 第 27 項において準用する同条第 22 項の規定により他の区分に係る買換えに変更するときにおいても、その圧縮限度額の計算の基礎となる差益割合は、当該特別勘定の設定に際してその基</p>	<p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65 の 7(1)－22 ……………</p> <p>㊦ 譲渡をした資産の所有期間が 10 年を超えるものであるかどうかの判定に当たり、当該資産が措置法令第 39 条の 7 第 25 項各号に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められているのであるから留意する。</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1)－38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 4 号の上欄に規定する取得の日につき特例が認められる譲渡資産は、措置法令第 39 条の 7 第 25 項各号に掲げる資産に限られるから、例えば、措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定により圧縮記帳の規定の適用を受けている資産を譲渡しても、その資産の取得の日は、法人が実際にその資産を取得した日によることに留意する。</p> <p>(差益割合の計算)</p> <p>65 の 7(3)－1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>㊦ (2)に掲げる区分を同じくする 2 以上の資産の譲渡につき本文によりその差益割合を一括して計算して特別勘定を設定した場合には、その後当該 2 以上の資産の一部につき措置法令第 39 条の 7 第 28 項において準用する同条第 25 項の規定により他の区分に係る買換えに変更するときにおいても、その圧縮限度額の計算の基礎となる差益割合は、当該特別勘定の設定に際してその基</p>

改 正 後	改 正 前
<p>礎とした差益割合による。</p> <p>(譲渡事業年度前の事業年度において取得した資産の圧縮記帳)</p> <p>65 の 7(3) -4 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産について措置法第 65 条の 7 第 3 項の規定により当該譲渡資産に係る買換資産とみなす場合において、当該買換資産の取得価額が当該譲渡資産の対価の額を超えるときは、当該超える金額に相当する部分の資産については、当該事業年度後の事業年度における同項の規定による買換資産とみなすことができるものとする。</p> <p>(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)</p> <p>65 の 7(3) -8</p> <p>(1) 当該譲渡があった日を含む事業年度において、翌事業年度以後に当該譲渡に要する経費の全部又は一部を支出することが予定されている場合 64(3)-8 及び 64(3)-10 の取扱い</p> <p>(注)</p> <p>(2) 当該譲渡資産の譲渡に伴い当該特別勘定を設けた事業年度後の事業年度において当該譲渡に要する経費を支出した場合 64(3)-11 の取扱い</p> <p>(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)</p> <p>65 の 7(3) -10 65 の 7(2) - 2(1)イ (i)又は(ロ)に掲げる場合において、その建物、</p>	<p>礎とした差益割合による。</p> <p>(譲渡事業年度前の事業年度において取得した資産の圧縮記帳)</p> <p>65 の 7(3) -4 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産について措置法第 65 条の 7 第 3 項の規定により当該譲渡資産に係る買換資産とみなす場合において、当該買換資産の取得価額が当該譲渡資産の対価の額を超えるときは、当該超える金額に相当する部分の資産については、当該事業年度後の事業年度における同項の規定による買換資産 <u>(当該事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度における措置法第 68 条の 78 第 3 項の規定による買換資産)</u> とみなすことができるものとする。</p> <p>(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)</p> <p>65 の 7(3) -8</p> <p>(1) 当該譲渡があった日を含む事業年度において、翌事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> 以後に当該譲渡に要する経費の全部又は一部を支出することが予定されている場合 64(3)-8 及び 64(3)-10 の取扱い</p> <p>(注)</p> <p>(2) 当該譲渡資産の譲渡に伴い当該特別勘定を設けた事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第 68 条の 79 の規定により特別勘定を設けた当該連結事業年度)</u> 後の事業年度において当該譲渡に要する経費を支出した場合 64(3)-11 の取扱い</p> <p>(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)</p> <p>65 の 7(3) -10 65 の 7(2) - 2(1)イ (i)又は(ロ) <u>(連結措置法通達 68 の 78(2)-2(1)イ (i))</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>構築物等が 65 の 7(2)ー 2(1)イ(i)又は(ii)に定める期間内に当該法人の事業の用に供されないときは、当該建物、構築物等の敷地の用に供する土地等は、当該期間を経過する日を含む事業年度において措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定の適用をするのではなく、その取得の日から 1 年を経過する日を含む事業年度において同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(ii) 当該期間を経過する日を含む事業年度における<u>同条第 12 項</u>の規定の適用についても同様とする。</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)ー 12 法人が買換資産につき措置法第 65 条の 7 第 4 項又は第 12 項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度においては、当該買換資産について措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 6、第 42 条の 12 の 7</u>及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 2 及び第 52 条の 3 の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第 45 条第 3 項及び第 46 条</u>から第 48 条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。</p> <p>(ii) 1</p> <p>2 <u>措置法第 45 条第 3 項</u>に規定する産業振興機械等(以下「産業振興機械等」</p>	<p><u>又は(ii)を含む。以下同じ。)</u>に掲げる場合において、その建物、構築物等が 65 の 7(2)ー 2(1)イ(i)又は(ii)に定める期間内に当該法人の事業の用に供されないときは、当該建物、構築物等の敷地の用に供する土地等は、当該期間を経過する日を含む事業年度において措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定の適用をするのではなく、その取得の日から 1 年を経過する日を含む事業年度において同項の規定(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、<u>措置法第 68 条の 78 第 4 項の規定</u>)の適用があることに留意する。</p> <p>(ii) 当該期間を経過する日を含む事業年度における<u>措置法第 65 条の 7 第 12 項</u>の規定の適用についても同様とする。</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)ー 12 法人が買換資産につき措置法第 65 条の 7 第 4 項又は第 12 項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度(<u>措置法第 68 条の 78 第 4 項又は第 12 項の規定の適用を受けた連結事業年度後の事業年度を含む。)</u>においては、当該買換資産について措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2</u>及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 2 及び第 52 条の 3 の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第 45 条第 2 項及び第 46 条の 2</u>から第 48 条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。</p> <p>(ii) 1</p> <p>2 <u>措置法第 45 条第 2 項</u>に規定する産業振興機械等(以下「産業振興機械等」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>という。)について措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため<u>同項</u>の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ<u>措置法第 45 条第 3 項</u>の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項<u>規定</u>の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 6、第 42 条の 12 の 7</u>及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 65 条の 7 第 3 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであっても、同条第 3 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定の適用がない<u>ことに留意する</u>。</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p>	<p>という。)について措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため<u>措置法第 65 条の 7 第 4 項</u>の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ<u>措置法第 45 条第 2 項</u>の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第 12 項の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 5 の 2</u>及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 65 条の 7 第 3 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであっても、同条第 3 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定の適用がない<u>ものとする</u>。</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 7 (4) -4 同一事業年度分の譲渡対価に係る特別勘定について、措置法第 65 条の 8 第 1 項括弧書又は第 19 項の規定による取得指定期間の認定を受けたものに係る金額（以下「長期特別勘定の金額」という。）とその他の金額（以下「普通特別勘定の金額」という。）とがある場合には、長期特別勘定の金額（当該認定に係る申請が 2 以上あるときは、それぞれの申請書ごとの長期特別勘定の金額）と普通特別勘定の金額とを区分経理しなければならないものとし、かつ、長期特別勘定の金額は、当該認定に係る申請書に記載された買換資産（当該申請書が 2 以上あるときは、それぞれの長期特別勘定の金額についてそれぞれの申請書に記載された買換資産）の取得にのみ充てられるものとして計算する。したがって、原則として長期特別勘定の金額の剰余額を当該認定に係る申請書に記載された買換資産以外の買換資産に充てるものとして計算することはできないことに留意する。</p> <p>（前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算）</p> <p>65 の 7 (4) -6 法人が、その取得した買換資産について措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける場合において、当該買換資産の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度における譲渡対価の額（特別勘定の経理の対象となった額）とがあるときは、そのいずれの額から充てたものとするかは法人の計算によるものとする。</p> <p>（特別勘定を設定した場合の取得資産）</p>	<p>65 の 7 (4) -4 同一事業年度分の譲渡対価に係る特別勘定（<u>連結事業年度において設けた特別勘定を含む。</u>）について、措置法第 65 条の 8 第 1 項括弧書又は第 19 項の規定（<u>同法第 68 条の 79 第 1 項括弧書又は第 20 項の規定を含む。</u>）による取得指定期間の認定を受けたものに係る金額（以下「長期特別勘定の金額」という。）とその他の金額（以下「普通特別勘定の金額」という。）とがある場合には、長期特別勘定の金額（当該認定に係る申請が 2 以上あるときは、それぞれの申請書ごとの長期特別勘定の金額）と普通特別勘定の金額とを区分経理しなければならないものとし、かつ、長期特別勘定の金額は、当該認定に係る申請書に記載された買換資産（当該申請書が 2 以上あるときは、それぞれの長期特別勘定の金額についてそれぞれの申請書に記載された買換資産）の取得にのみ充てられるものとして計算する。したがって、原則として長期特別勘定の金額の剰余額を当該認定に係る申請書に記載された買換資産以外の買換資産に充てるものとして計算することはできないことに留意する。</p> <p>（前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算）</p> <p>65 の 7 (4) -6 法人が、その取得した買換資産について措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける場合において、当該買換資産の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）における譲渡対価の額（特別勘定の経理の対象となった額）とがあるときは、そのいずれの額から充てたものとするかは法人の計算によるものとする。</p> <p>（特別勘定を設定した場合の取得資産）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 7 (4) - 7 措置法第 65 条の 8 第 1 項の特別勘定(同条第 6 項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が設けているとみなされたものを含む。)を設けている法人が同条第 7 項に規定する取得指定期間内に取得する資産は、次の(1)又は(2)に掲げる資産(以下 65 の 7 (4) - 7 において「取得見込資産」という。)に限られることに留意する。ただし、法人が、取得見込資産に係る書類を確定申告書に添付し、又は提出している場合において、やむを得ない事情により当該取得見込資産の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を取得することにつき当該事業年度終了の日若しくは適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の日の前日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を買換資産として同項又は同条第 8 項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) 同条第 16 項に規定する「取得をする見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された資産</p> <p>(2) 同条第 3 項又は第 5 項に規定する「財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された取得をする見込みである資産</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7 (4) - 8 措置法規則第 22 条の 7 第 7 項に規定する取得をする見込みである資産を明らかにする書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p> <p>(法第 50 条との選択適用)</p>	<p>65 の 7 (4) - 7 措置法第 65 条の 8 第 1 項又は第 68 条の 79 第 1 項の特別勘定(措置法第 65 条の 8 第 6 項又は第 68 条の 79 第 7 項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が設けているとみなされたものを含む。)を設けている法人が措置法第 65 条の 8 第 7 項に規定する取得指定期間内に取得する資産は、次の(1)又は(2)に掲げる資産(以下 65 の 7 (4) - 7 において「取得見込資産」という。)に限られることに留意する。ただし、法人が、取得見込資産に係る書類を確定申告書又は連結確定申告書に添付又は提出している場合において、やむを得ない事情により当該取得見込資産の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を取得することにつき当該事業年度終了の日若しくは適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の日の前日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を買換資産として措置法第 65 条の 8 第 7 項又は第 8 項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) 措置法第 65 条の 8 第 16 項又は第 68 条の 79 第 17 項に規定する「取得をする見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された資産</p> <p>(2) 措置法第 65 条の 8 第 3 項若しくは第 5 項又は第 68 条の 79 第 4 項若しくは第 6 項に規定する「財務省令で定める事項を記載した書類」に記載された取得をする見込みである資産</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7 (4) - 8 措置法規則第 22 条の 7 第 9 項に規定する取得をする見込みである資産を明らかにする書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p> <p>(法第 50 条との選択適用)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>65の7(5)－1 法人が、資産の交換について法第50条の規定を適用した場合には、その交換に伴って取得した交換差額については、<u>措置法第65条の9及び措置法令第39条の7第43項の規定により、措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。</u></p> <p>(先行取得資産に関する届出及び特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</p> <p>65の7(5)－2 法第75条の2第1項(<u>同条第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>)に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人であっても、措置法第65条の7第3項(<u>同条第10項において準用する場合を含む。</u>)に規定する届出は、同条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得等をした日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に行わなければならないことに留意する。</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7(5)－3 措置法第65条の7から第65条の9までの規定の適用を受けようとする場合において、確定申告書等への書類の添付は、<u>措置法規則第22条の7第2項各号に掲げる資産又は同条第3項に規定する資産について買換えをするときに限り必要とされるのであるから、同条第2項各号に掲げる資産又は同条第3項に規定する資産以外の資産について買換えの規定の適用を受けようとするときにはその添付を要しないことに留意する。</u></p>	<p>65の7(5)－1 法人が、資産の交換について法第50条の規定を適用した場合には、その交換に伴って取得した交換差額については、<u>措置法第65条の9及び措置法令第39条の7第45項の規定により、措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。</u></p> <p>(先行取得資産に関する届出及び特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</p> <p>65の7(5)－2 法第75条の2第1項に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人であっても、措置法第65条の7第3項(<u>第10項において準用する場合を含む。</u>)に規定する届出は、同条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得等をした日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に行わなければならないことに留意する。</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7(5)－3 措置法第65条の7から第65条の9までの規定の適用を受けようとする場合において、確定申告書等への書類の添付は、<u>措置法規則第22条の7第3項又は第4項に掲げる資産について買換えをするときに限り必要とされるのであるから、これらの項に掲げる資産以外の資産について買換えの規定の適用を受けようとするときにはその添付を要しないことに留意する。</u></p>

五十五 第 66 条 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</p> <p>66-9 法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一部を当該交換があった日を含む事業年度後の事業年度において支出することとなる場合における措置法第 66 条の規定による圧縮記帳の計算については、64(3)-8 の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(注)</p>	<p>(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</p> <p>66-9 法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一部を当該交換があった日を含む事業年度後の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> において支出することとなる場合における措置法第 66 条の規定による圧縮記帳の計算については、64(3)-8 の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(注)</p>

五十六 旧第 66 条の 2 ((平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 66 条の 2 ((平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 款 対象資産の範囲等</u></p> <p><u>(土地等の取得の時期)</u></p> <p><u>66 の 2(1)-1 措置法第 66 条の 2 の規定を適用する場合において、同条第 1 項の土地等の取得をした日とは、原則として、当該土地等の引渡しを受けた日をいうものとする。ただし、引渡しの日に関し特約がある場合を除き、当該引渡しを受けた日前に当該土地等の売買代金の支払額(手付金を含む。)の合計額がその売買代金の 30%以上になったときには、その 30%以上になった日(その日が売買契約締結の日前である場合には、その締結の日)をもって取得をした日</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>とすることができる。</u></p> <p><u>④1 土地等の売買代金の支払のため手形の振出し（裏書譲渡を含む。以下同じ。）をした場合には、当該手形が次の全ての要件を備えているものであるときに限り、その振出しの日において土地等の売買代金の支払があったものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 当該手形の期日において券面額の支払を現に行っていること。</u></p> <p><u>(2) 当該手形の振出しの日（裏書譲渡の場合には、その裏書の日）から手形の期日までの期間が120日を超えないこと。</u></p> <p><u>2 土地の上に存する権利の引渡しを受けた日とは、その土地につき当該権利に基づき使用収益等を行うことができることとなった日をいう。</u></p> <p><u>(土地等の引渡しの日に関し特約がある場合)</u></p> <p><u>66の2(1)-2 66の2(1)-1において「引渡しの日に関し特約がある場合」とは、例えば、地方公共団体と公有水面の埋立地を分譲する契約を締結した場合に埋立て後その土地の引渡しを受けることとしているとき、土地付マンションの分譲契約を締結した場合にマンションしゅん（竣）工後建物と合わせてその土地等の引渡しを受けることとしているとき、建物の取壊し、撤去を条件として土地等の引渡しを受けることとしている場合等をいうものとし、単に代金完済後所有権の移転又は引渡しを行う旨の条件が付されていてもここにいう特約がある場合には該当しないものとする。</u></p> <p><u>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</u></p> <p><u>66の2(1)-3 措置法第66条の2の規定を適用する場合において、同条第1項の土地等が次に掲げるものに該当するときは、その取得をした日はそれぞれ次に定めるところによる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(1) <u>借地権を有する法人が当該借地権に係る土地を取得したことにより借地権が消滅した土地 消滅した借地権に対応する部分の土地は、その借地権の取得の日に取得し、当該借地権に対応する部分以外の部分の土地は、その土地の取得の日に取得したものとする。</u></p> <p>(2) <u>借地権の返還を受けた土地 返還に際して支払った立退料等の額に対応する部分の土地は、その返還を受けた日に取得し、それ以外の部分の土地は、その土地の取得の日に取得したものとする。</u></p> <p><u>(公有水面の埋立てをした場合の土地の取得の時期)</u></p> <p><u>66の2(1)-4 法人が公有水面の埋立てにより取得した土地の取得をした日は、原則として公有水面埋立法第22条第2項の規定による竣功認可の告示のあった日によるのであるが、法人が同日前に当該土地の全部又は一部につき使用を開始したときは、その使用を開始した部分については、その使用開始の日をもって取得をした日とすることができる。</u></p> <p><u>(土地の上に存する権利)</u></p> <p><u>66の2(1)-5 措置法第66条の2第1項に規定する土地の上に存する権利とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等にように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(固定資産として使用していた土地の分譲)</u></p> <p><u>66の2(1)-6 法人が従来固定資産として使用していた土地を譲渡するに当たり、当該土地に集合住宅等を建築し、又は当該土地の区画形質の変更等を行って分譲した場合における当該土地の分譲は、棚卸資産の譲渡に該当しないもの</u></p>
(廃止)	
(廃止)	
(廃止)	

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>として取り扱う。ただし、その分譲に当たり、その土地について宅地造成を行った場合におけるその造成により付加された価値に対応する部分の譲渡については、この限りでない。</u></p> <p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>66の2(1)-7 措置法第66条の2第14項第1号の規定により、贈与による取得は同条の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>土地等を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時ににおける当該土地等の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</u></p> <p>(2) <u>土地等を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時ににおける当該土地等の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該土地等の価額による取得があったものとする。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(収用等をされた土地等についての適用除外)</u></p> <p><u>66の2(1)-8 譲渡をした土地等について措置法第64条から第65条の2までの規定の適用を受けることができる場合には、法人がこれらの規定の適用を受けないときにおいても、措置法第66条の2の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(法第50条との選択適用)</u></p> <p><u>66の2(1)-9 法人が、資産の交換について法第50条の規定を適用した場合には、その交換に伴って取得した交換差額については、措置法第66条の2第14項第</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>2号ニの規定により、同条第1項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 その他</p> <p><u>(借地権の返還により支払を受けた借地権の対価に対する特例の適用)</u></p> <p>66の2(2)-1 <u>他人の土地を使用している法人が、当該土地の上に存する借地権をその土地の所有者に返還し、その土地の所有者から立退料等の支払を受けた場合には、当該支払を受けた金額のうち借地権の価額に相当する金額については、措置法第66条の2第1項に規定する土地の上に存する権利の譲渡による対価として取り扱う。</u></p> <p><u>(他の土地等に譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</u></p> <p>66の2(2)-2 <u>措置法第66条の2第1項に規定する「他の土地等に係る譲渡利益金額」を計算する場合（譲渡の日を含む事業年度において他の土地等の譲渡が2以上ある場合に限る。）において、当該他の土地等のうちに同条第14項第3号に規定する譲渡利益金額（以下「譲渡利益金額」という。）がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は譲渡利益金額の合計額の計算上通算することに留意する。</u></p> <p><u>(圧縮限度額の計算の基礎となる割合)</u></p> <p>66の2(2)-3 <u>措置法第66条の2第1項の規定の適用を受ける先行取得土地等（同項に規定する先行取得土地等をいう。以下同じ。）が、平成21年先行取得土地等（同条第4項に規定する「平成21年先行取得土地等」をいう。以下同じ。）と平成22年先行取得土地等（同項に規定する「平成22年先行取得土地等」を</u></p>
(廃止)	
(廃止)	
(廃止)	
(廃止)	

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>いう。以下同じ。)とである場合には、同条第1項の圧縮限度額の計算の基礎となる割合は100分の80を適用することとなる。</p> <p>④ 同項の「この項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得をされたもののみである場合」とは、次に掲げる場合をいうことに留意する。</p> <p>1 同項に規定する指定期間内に取得した土地等が平成22年先行取得土地等のみである場合</p> <p>2 同項の規定の適用を受ける事業年度前の事業年度までに同項の規定の適用を受けたことにより、平成21年先行取得土地等の帳簿価額の全額を減額(帳簿価額の減額に代えて行う積立金として積み立てる方法による経理を含む。)した結果、同項の規定の適用を受ける先行取得土地等が平成22年先行取得土地等のみである場合</p> <p><u>(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用)</u></p> <p><u>66の2(2)-4 法人が、リース譲渡(法第63条第1項に規定する「リース譲渡」をいう。)に該当する土地等の譲渡を行った場合において、当該土地等に係る譲渡利益金額を基礎として先行取得土地等につき措置法第66条の2第1項の規定の適用を受けるときは、当該土地等については法第63条第1項の規定を適用することはできないものとする。</u></p>

五十七 第66条の2(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)関係

改 正 後	改 正 前
第66条の2(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)関係	第66条の2の2(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(株式の占める割合が8割以上となる場合の本制度の適用)</p> <p>66の2-1 措置法第66条の2第1項の規定を適用するかどうかは、法人が任意に選択できるものではないため、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が100分の80に満たない」かどうかの判定(以下「8割要件の判定」という。)において、その割合が100分の80以上となる場合には、同項の規定を適用して同項に規定する所有株式に係る譲渡対価の額を算定することになることに留意する。</p> <p>(株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額)</p> <p>66の2-2 措置法第66条の2第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び同項に規定する株式交付割合の算定(以下「株式交付割合の算定」という。)における株式交付親会社(会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。)の株式の価額は、原則として当該株式交付の日における価額となるのであるが、8割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上弊害がない限り、当該株式交付に係る会社法第774条の3第1項の株式交付計画に定められた同項第3号に規定する算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることとしても差し支えない。</p> <p>(1株未満の株式の譲渡代金を交付した場合の株式の占める割合の判定等)</p> <p>66の2-3 措置法第66条の2第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び株式交付割合の算定は、その適用を受ける株式交付に係る会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社の株主ごとに判定をし、又は算定をするこ</p>	<p>(株式の占める割合が8割以上となる場合の本制度の適用)</p> <p>66の2の2-1 措置法第66条の2の2第1項の規定を適用するかどうかは、法人が任意に選択できるものではないため、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が100分の80に満たない」かどうかの判定(以下「8割要件の判定」という。)において、その割合が100分の80以上となる場合には、同項の規定を適用して同項に規定する所有株式に係る譲渡対価の額を算定することになることに留意する。</p> <p>(株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額)</p> <p>66の2の2-2 措置法第66条の2の2第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び同項に規定する株式交付割合の算定(以下「株式交付割合の算定」という。)における株式交付親会社(会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。)の株式の価額は、原則として当該株式交付の日における価額となるのであるが、8割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上弊害がない限り、当該株式交付に係る会社法第774条の3第1項の株式交付計画に定められた同項第3号に規定する算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることとしても差し支えない。</p> <p>(1株未満の株式の譲渡代金を交付した場合の株式の占める割合の判定等)</p> <p>66の2の2-3 措置法第66条の2の2第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び株式交付割合の算定は、その適用を受ける株式交付に係る会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社の株主ごとに判定をし、又は算定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>とになることに留意する。この場合において、当該株主に交付された金銭が、その株式交付に際して交付すべき株式交付親会社の株式に1株未満の端数が生じたためにその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として交付されるものであるときは、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に当該株主に対して支払う株式交付の対価であると認められるときを除き、当該株主に対してその1株未満の株式に相当する株式が交付されたものとして、8割要件の判定をし、又は株式交付割合の算定をすることになる。</p>	<p>をすることになることに留意する。この場合において、当該株主に交付された金銭が、その株式交付に際して交付すべき株式交付親会社の株式に1株未満の端数が生じたためにその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として交付されるものであるときは、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に当該株主に対して支払う株式交付の対価であると認められるときを除き、当該株主に対してその1株未満の株式に相当する株式が交付されたものとして、8割要件の判定をし、又は株式交付割合の算定をすることになる。</p>

五十八 第66条の4（国外関係者との取引に係る課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（高価買入れの場合の取得価額の調整）</p> <p>66の4(10)－3 ……………</p> <p>④ この取扱いにより減価償却資産の取得価額を減額した場合には、その減額した後の金額を基礎として各事業年度の償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>（国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い）</p> <p>66の4(11)－2 ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p>	<p>（高価買入れの場合の取得価額の調整）</p> <p>66の4(10)－3 ……………</p> <p>④ この取扱いにより減価償却資産の取得価額を減額した場合には、その減額した後の金額を基礎として各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>（国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い）</p> <p>66の4(11)－2 ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p>

改 正 後	改 正 前
ホ ヘ ト ⑥ 外貨建ての取引につき返還を受けることとして届け出る金額は、その発生 の原因となった国外関連取引に係る収益、費用の円換算に用いた外国為替の 売買相場によって円換算した金額とし、当該金額とその返還を受けた日の外 国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、その返還を受けた日 を含む事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。	ホ ヘ ト ⑥ 外貨建ての取引につき返還を受けることとして届け出る金額は、その発生 の原因となった国外関連取引に係る収益、費用の円換算に用いた外国為替の 売買相場によって円換算した金額とし、当該金額とその返還を受けた日の外 国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、その返還を受けた日 を含む事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連 結事業年度)</u> の益金の額又は損金の額に算入する。

五十九 第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(原価に算入した負債の利子等の調整) 66 の 5-9 ⑥ この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度 において決算上調整するものとする。	(原価に算入した負債の利子等の調整) 66 の 5-9 ⑥ この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度)</u> にお いて決算上調整するものとする。

六十 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 (対象純支払利子等に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(原価に算入した支払利子等の調整) 66 の 5 の 2-2	(原価に算入した支払利子等の調整) 66 の 5 の 2-2

改 正 後	改 正 前
<p>(㉞) この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度において決算上調整するものとする。</p>	<p>(㉞) この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度)</u> において決算上調整するものとする。</p>

六十一 第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(管理支配会社によって事業の管理、支配等が行われていることの判定)</p> <p>66 の 6-9 の 2 ……………</p> <p>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 9 項第 3 号ロ、<u>措置法規則第 22 条の 11 第 10 項第 1 号及び第 20 項第 1 号</u>のその事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていることについても、同様とする。</p> <p>(事業の遂行上欠くことのできない機能の意義)</p> <p>66 の 6-9 の 3 ……………</p> <p><u>同条第 9 項第 1 号イ、同項第 3 号イ(1)(i)、同号ハ、措置法規則第 22 条の 11 第 10 項第 2 号、第 14 項第 1 号及び第 20 項第 2 号</u>の欠くことのできない機能を果たしていることについても、同様とする。</p> <p>(全てに従事していることの範囲)</p> <p>66 の 6-16 ……………</p> <p>同項第 2 号イ(4)、措置法令第 39 条の 14 の 3 第 1 項各号及び第 9 項第 3 号イ(1)(ii)、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 7 号、措置法令第 39 条の 17 第 3 項各号及び第 8 項第 2 号並びに措置法第 66 条の 6 第 6 項第 2 号、第 5 号及び第 8 号並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 10 項第 1 号から第 3 号までに規定する「全てに</p>	<p>(管理支配会社によって事業の管理、支配等が行われていることの判定)</p> <p>66 の 6-9 の 2 ……………</p> <p>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 9 項第 3 号ロ、<u>措置法規則第 22 条の 11 第 5 項第 1 号及び第 15 項第 1 号</u>のその事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていることについても、同様とする。</p> <p>(事業の遂行上欠くことのできない機能の意義)</p> <p>66 の 6-9 の 3 ……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 9 項第 1 号イ、同項第 3 号イ(1)(i)、同号ハ、措置法規則第 22 条の 11 第 5 項第 2 号、第 9 項第 1 号及び同条第 15 項第 2 号</u>の欠くことのできない機能を果たしていることについても、同様とする。</p> <p>(全てに従事していることの範囲)</p> <p>66 の 6-16 ……………</p> <p>同項第 2 号イ(4)、措置法令第 39 条の 14 の 3 第 1 項各号及び第 9 項第 3 号イ(1)(ii)、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 7 号、措置法令第 39 条の 17 第 3 項各号及び第 8 項第 2 号並びに措置法第 66 条の 6 第 6 項第 2 号、第 5 号及び第 8 号並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 10 項第 1 号から第 3 号までに規定する「全てに</p>

改 正 後	改 正 前
<p>従事している」こと並びに措置法令第 39 条の 14 の 3 第 8 項第 3 号、第 9 項第 3 号ニ、<u>措置法規則第 22 条の 11 第 10 項第 3 号及び第 20 項第 3 号</u>に規定する「全てが……行われていること」についても、同様とする。</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66 の 6-20 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>66 の 6-21 措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 1 号の規定により同項の外国関係会社の適用対象金額につき本邦法令の規定の例に準じて計算するに当たり、当該外国関係会社の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれかに大法人（当該外国関係会社の当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人など<u>法第 66 条第 5 項第 2 号</u>の大法人をいう。以下 66 の 6-21 において同じ。）が含まれている場合には、当該外国関係会</p>	<p>従事している」こと並びに措置法令第 39 条の 14 の 3 第 8 項第 3 号、第 9 項第 3 号ニ、<u>措置法規則第 22 条の 11 第 5 項第 3 号及び第 15 項第 3 号</u>に規定する「全てが……行われていること」についても、同様とする。</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66 の 6-20 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p><u>㊸ 当該確定申告書の提出前において、既に措置法第 68 条の 90 の規定の適用を受けて最初に提出した連結確定申告書があり、かつ、当該連結確定申告書に添付した当該外国関係会社に係る損益計算書等に評価方法等を付記している場合には、新たに当該確定申告書に添付する損益計算書等への付記を要しないものとする。</u></p> <p><u>なお、既に同条の規定の適用に当たり一旦採用したこれらの方法については、措置法第 66 条の 6 の規定の適用においても、特別の事情がない限り、継続して適用することに留意する。</u></p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>66 の 6-21 措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 1 号の規定により同項の外国関係会社の適用対象金額につき本邦法令の規定の例に準じて計算するに当たり、当該外国関係会社の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれかに大法人（当該外国関係会社の当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人など<u>法第 66 条第 6 項第 2 号</u>の大法人をいう。以下 66 の 6-21 において同じ。）が含まれている場合には、当該外国関係会</p>

改 正 後	改 正 前
<p>社が中小法人（当該事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいう。）に該当するときであっても、措置法第57条の9第1項及び第61条の4第2項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>⑥1 2</p> <p>（企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定により計算する場合の取扱い）</p> <p>66の6-21の3 66の6-21の2により計算する場合において、本店所在地国の法令の規定のうち、その適用が法人の選択によること（以下66の6-24の3までにおいて「選択適用」という。）とされているものであっても、措置法令第39条の15第2項第1号に規定する課税標準に含まれないこととされる所得の金額の規定、法第23条、第23条の2、第57条又は第59条の規定に相当する規定など、企業集団等所得課税規定（措置法令第39条の15第6項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下66の6-31までにおいて同じ。）の適用に当たり選択された規定に相当する規定については、その規定の適用要件等からその外国関係会社が適用を受けることができないものを除き、これらの規定を適用して計算を行うものとする。</p>	<p>社が中小法人（当該事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人をいう。）に該当するときであっても、措置法第57条の9第1項及び第61条の4第2項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>.....</p> <p>⑥1 2</p> <p>（企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定により計算する場合の取扱い）</p> <p>66の6-21の3 66の6-21の2により計算する場合において、本店所在地国の法令の規定のうち、その適用が法人の選択によること（以下66の6-24の3までにおいて「選択適用」という。）とされているものであっても、措置法令第39条の15第2項第1号に規定する課税標準に含まれないこととされる所得の金額の規定、法第23条、第23条の2、第57条、<u>第58条</u>又は第59条の規定に相当する規定など、企業集団等所得課税規定（措置法令第39条の15第6項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下66の6-31までにおいて同じ。）の適用に当たり選択された規定に相当する規定については、その規定の適用要件等からその外国関係会社が適用を受けることができないものを除き、これらの規定を適用して計算を行うものとする。</p>

六十二 第66条の11の2（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第66条の11の2（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）関係</p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(組合員集会等に類するものの範囲)</u></p> <p><u>66の11の2-1 措置法令第39条の22の2第1項第2号の投資事業有限責任組合の組合員集会その他これに類するものには、例えば外国の法令に基づき組成された当該投資事業有限責任組合に類する事業体の投資家から構成される合議体が該当し、同号の投資事業有限責任組合の組合員その他これに類するものには、例えば当該投資家が該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

六十三 第66条の13((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</p> <p>66の13-2 法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第66条の13第1項又は<u>第10項第6号</u>の規定の適用に当たっては、<u>措置法令第39条の24の2第18項各号</u>に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、法人の計算によるものとする。</p> <p>66の13-5 <u>削 除</u></p>	<p>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</p> <p>66の13-2 法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第66条の13第1項又は<u>第11項第6号</u>の規定の適用に当たっては、<u>措置法令第39条の24の2第13項各号</u>に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、法人の計算によるものとする。</p> <p><u>(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の特別勘定の取崩し)</u></p> <p>66の13-5 <u>措置法第66条の13第7項に規定する「当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき」には、法人が次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に掲げる事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときがこれに含まれることに留意する。ただし、法人が、それぞれ次に掲げる事業年度（(1)の事業年度を除く。）につき、法第122条第2項第5号、第6号又は第8号に規</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>66の13-6 <u>措置法第66条の13第7項及び第8項の規定を適用する場合</u>において、特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる特定株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。</p> <p>(特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>66の13-7 <u>措置法第66条の13第10項第1号</u>に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</p> <p>(特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い)</p> <p>66の13-8 法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、<u>措置法第66条の13第10項第6号</u>の規定により当該特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る</p>	<p><u>定する提出期限までに同条第1項の青色申告書の提出の承認申請を行い、当該事業年度につき法第121条に規定する青色申告に係る承認を受けた場合には、措置法第66条の13第7項の規定の適用はない。</u></p> <p>(1) <u>法第4条の5第1項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合</u> <u>最後の連結事業年度の翌事業年度</u></p> <p>(2) <u>法第4条の5第2項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合</u> <u>最後の連結事業年度の翌事業年度</u></p> <p>(3) <u>法第4条の5第3項の承認を受けた場合</u> <u>最後の連結事業年度の翌事業年度</u></p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>66の13-6 <u>措置法第66条の13第8項及び第9項の規定を適用する場合</u>において、特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる特定株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。</p> <p>(特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>66の13-7 <u>措置法第66条の13第11項第1号</u>に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</p> <p>(特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い)</p> <p>66の13-8 法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、<u>措置法第66条の13第11項第6号</u>の規定により当該特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る</p>

改 正 後	改 正 前
<p>当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、同項第8号の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</p> <p>(取得の日から<u>3年</u>を経過した特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い)</p> <p>66の13-10 措置法第66条の13第11項の規定の適用を受ける特別勘定の金額については、同条第2項から第10項までの規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</p>	<p>当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、同項第8号の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</p> <p>(取得の日から<u>5年</u>を経過した特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い)</p> <p>66の13-10 措置法第66条の13第12項の規定の適用を受ける特別勘定の金額については、同条第2項から第11項までの規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</p>

六十四 第67条((社会保険診療報酬の所得の計算の特例)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 児童福祉法に規定する肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療につい</p>	<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 児童福祉法に規定する肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療につい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て、医療法人が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者から直接収受するいわゆる自己負担額</p> <p>(8)</p> <p>(9) 児童福祉法の規定に基づいてした指定小児慢性特定疾病医療支援について、医療法人が<u>医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者</u>から直接収受するいわゆる自己負担額</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)</p> <p>67-3 措置法第 67 条の規定は、医療法人の各事業年度における法（第 57 条から第 59 条まで及び第 64 条の 5 から第 64 条の 8 までの規定を除く。）又は措置法（第 67 条の規定を除く。）の規定（以下「法又は措置法の規定」という。）に基づいて計算した社会保険診療報酬に係る損金の額が当該報酬に係る経費として同条第 1 項の規定により計算した金額の合計額に満たない場合に、当該満たない金額に相当する金額を当該事業年度の確定申告書等において損金の額に算入するものであることに留意する。この場合において、当該確定申告書等において損金の額に算入する金額は、<u>令第 9 条第 1 号イ</u>に規定する所得の金額に含まれるものとする。</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊸ 配賦の対象となる引当金勘定への繰入額又は準備金の積立額は、当該事業年度において益金の額に算入される引当金勘定又は準備金の取崩額に相当する金額を控除した金額による。</p>	<p>て、医療法人が<u>当該障害児に係る通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者</u>から直接収受するいわゆる自己負担額</p> <p>(8)</p> <p>(9) 児童福祉法の規定に基づいてした指定小児慢性特定疾病医療支援について、医療法人が<u>当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者</u>から直接収受するいわゆる自己負担額</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)</p> <p>67-3 措置法第 67 条の規定は、医療法人の各事業年度における法（第 57 条から第 59 条までの規定を除く。<u>以下 67-4 において同じ。</u>）又は措置法（第 67 条の規定を除く。<u>以下 67-4 において同じ。</u>）の規定に基づいて計算した社会保険診療報酬に係る損金の額が当該報酬に係る経費として同条第 1 項の規定により計算した金額の合計額に満たない場合に、当該満たない金額に相当する金額を当該事業年度の確定申告書等において損金の額に算入するものであることに留意する。この場合において、当該確定申告書等において損金の額に算入する金額は、<u>令第 9 条第 1 項第 1 号イ</u>に規定する所得の金額に含まれるものとする。</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>㊸ 配賦の対象となる引当金勘定への繰入額又は準備金の積立額は、当該事業年度において益金の額に算入される引当金勘定又は準備金の取崩額に相当する金額を控除した金額（<u>当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。</u>）</p>

改 正 後	改 正 前
	による。

六十五 第 67 条の 5 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期)</p> <p>67 の 5-1 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が<u>中小企業者等 (同項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。)</u>に該当するかどうかの判定 (措置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、原則として、措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する少額減価償却資産の取得等 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。) をした日及び<u>当該少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況によるものとする。</u>ただし、当該事業年度終了の日において同項に規定する「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」に該当する法人 (<u>通算法人を除く。</u>) が、当該事業年度の同項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当する期間において取得等をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。</p> <p><u>(一時的に貸付けの用に供した減価償却資産)</u></p> <p>67 の 5-2 の 2 措置法令第 39 条の 28 第 2 項の規定の適用上、中小企業者等が<u>減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が同項に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。</u></p>	<p>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期)</p> <p>67 の 5-1 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定の適用上、法人が<u>同項に規定する「中小企業者等」</u>に該当するかどうかの判定 (措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、原則として、措置法第 67 条の 5 第 1 項に規定する少額減価償却資産の取得等 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。) をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。ただし、当該事業年度終了の日において同項に規定する「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」に該当する法人が、当該事業年度の同項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当する期間において取得等をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(主要な事業として行われる貸付けの例示)</u></p> <p><u>67の5-2の3 措置法規則第22条の18において読み替えて準用する規則第27条の17の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。</u></p> <p>(1) <u>同条第1項第1号に掲げる貸付け 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている中小企業者等が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p>(2) <u>同項第2号に掲げる貸付け 中小企業者等が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p>(3) <u>同項第3号に掲げる貸付け 小売業を営む中小企業者等がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p>(4) <u>同項第4号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小企業者等がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p><u>但 本文の(1)から(4)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第39条の28第2項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

六十六 第68条((特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68-2 各事業年度の所得金額のうちの特例税率適用所得金額（措置法第 42 条の 3 の 2 第 2 項の規定による読替え後の措置法第 68 条の規定により 100 分の 22 の税率を適用するものとされる所得の金額をいう。）と当該特例税率適用所得金額以外の所得金額とがある場合において、<u>同条第 1 項の規定による読替え後の法第 66 条第 3 項</u>に規定する「10 億円（事業年度が 1 年に満たない協同組合等については、10 億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額とする。）」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>なお、<u>措置法第 68 条第 1 項の規定による読替え後の法第 66 条第 3 項（措置法第 42 条の 3 の 2 第 3 項第 2 号に規定する協同組合等に対して同号の規定による読替え後の同条第 2 項の規定による読替え後の法第 66 条第 3 項の規定を適用する場合を除く。）</u>に規定する「800 万円（事業年度が 1 年に満たない協同組合等については、800 万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額とする。）」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる端数の金額より多いときは、これを切り上げる。</p>	<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68-2 各事業年度の所得金額のうちの特例税率適用所得金額（措置法第 42 条の 3 の 2 第 2 項の規定による読替え後の措置法第 68 条の規定により 100 分の 22 の税率を適用するものとされる所得の金額をいう。）と当該特例税率適用所得金額以外の所得金額とがある場合において、<u>同条第 1 項に規定する「各事業年度の所得の金額のうち 10 億円（事業年度が 1 年に満たない協同組合等については、10 億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額とする。）</u>」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>なお、<u>同条第 1 項に規定する「800 万円（事業年度が 1 年に満たない協同組合等については、800 万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額とする。）</u>」に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該切り捨てられる端数の金額が当該事業年度の所得金額について切り捨てられる端数の金額より多いときは、これを切り上げる。</p>

六十七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合</u>)</p> <p><u>連結改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）のうち同法第 16 条の規定に係る部分、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>和2年財務省令第56号)をいう。)及び4年改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第148号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年財務省令第23号)をいう。以下同じ。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(4年改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p> <p><u>(経過的取扱い(2)…環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p>この法令解釈通達による改正後の44の4-1の取扱いは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い(3)…輸出事業用資産の割増償却に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p>この法令解釈通達による改正後の46の2-1の取扱いは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第49号)の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い(4)…特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p>この法令解釈通達による改正後の66の11の2-1の取扱いは、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年法律</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>第 46 号) の施行の日 (令和 3 年 11 月 22 日) から適用する。</u>	